

平成26年9月

中札内村議会定例会会議録

平成26年9月19日（金曜日）

◎出席議員（7名）

1番	中井康雄君	2番	佐藤耕平君
3番	知本正幸君	5番	黒田和弘君
6番	男澤秋子君	7番	北嶋信昭君
8番	高橋和雄君		

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長	田村光義君	教育委員長	杉江茂君
農業委員会会長	道見文夫君	代表監査委員	木村誠君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長	火山敏光君	総務課長	阿部雅行君
住民課長	山崎恵司君	福祉課長	岡田好之君
産業課長	成沢雄治君	施設課長	大和田貢一君

◎教育委員長の委任を受けて出席した者

教育長	上松丈夫君	教育次長	高桑浩君
-----	-------	------	------

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 産業課長兼務

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	長澤則明君	書記	林真悠君
--------	-------	----	------

## ◎議事日程

日程第1		諸般の報告
日程第2	請願第5号	電気料金再値上げの撤回を求める請願
日程第3	陳情第1号 (委員会報告)	「釧路地方裁判所帯広支部における労働審判の実施を求める意見書」の提出を求める陳情書
日程第4	陳情第2号 (委員会報告)	「手話言語法」の制定を求める陳情書
日程第5	陳情第3号 (委員会報告)	2015年度予算の充実・強化を求める陳情書
日程第6	陳情第4号 (委員会報告)	道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の採択を求める陳情書
日程第7	陳情第5号 (委員会報告)	地方財政の充実・強化を求める意見書の採択を求める陳情書
日程第8	陳情第6号 (委員会報告)	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める陳情書
日程第9	意見書案第5号	電気料金再値上げの撤回を求める意見書
日程第10	意見書案第6号	釧路地方裁判所帯広支部における労働審判の実施を求める意見書
日程第11	意見書案第7号	「手話言語法」の制定を求める意見書
日程第12	意見書案第8号	2015年度予算の充実・強化を求める意見書
日程第13	意見書案第9号	道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書
日程第14	意見書案第10号	地方財政の充実・強化を求める意見書
日程第15	意見書案第11号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
日程第16		一般質問

## ◎開会宣告

○議長（高橋和雄君） ただいまの出席議員数は7人です。

定足数には達しておりますので、ただいまから平成26年9月中札内村議会定例会を再開いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

最初に、皆さんにお配りした書類に誤りがありますので、局長の方から報告をいたします。

○議会事務局長（長澤則明君） あらかじめ配付しております資料、赤ナンバー20番と21番をご覧いただきたいと思いますが、この中で、4番の決定の文言で、請願となっているものを、それぞれ陳情というふうに訂正をお願いしたいと思います。

申し訳ございませんでした。

よろしく申し上げます。

## ◎日程第1 諸般の報告

○議長（高橋和雄君） 日程第1、諸般の報告をします。

閉会中における委員会の活動について、産業常任委員会から農作物作況調査が終了した旨の報告がありました。

ここで委員長の報告を求めます。

中井産業常任委員長。

（中井康雄産業常任委員会委員長登壇）

○産業常任委員会委員長（中井康雄君） 平成26年度産業常任委員会農作物作況調査。

産業常任委員会は、村農業委員会との合同により、主要農作物の作況調査を実施したので、次のとおり報告いたします。

記。

1、調査日時。

平成26年9月9日、火曜日、午前9時より。

2、調査事項。

本村の基幹作物である豆類、てん菜、馬鈴薯の作柄を調査した。

3、調査参加者、議会。

産業常任委員会4名、事務局1名。

4、経過。

午前9時に役場前に集合し、村農業委員会の参加者とともに、西札内地区、栄地区、共栄地区の3地区の圃場を回り、それぞれの作柄を調査した。

午前10時20分に調査を終え、農村環境改善センター1階会議室において、十勝農業改良普及センター職員から今年の各作物の事前調査の説明を受け、作況の集約を行った。

5、調査結果。

本年は、4月から5月にかけて1カ月以上ほとんど雨が降らない日が続き、6月上旬から

は2週間以上連続して降雨を記録するなど心配されたが、その後の好天により各作物ともに順調に経過した。

小麦については、6月の長雨が開花期にあたり、花粉を飛ばす受粉がうまくいかないなどの心配もあったが、9.75俵、歩どまり90パーセントの結果となった。

以下、各作物の今年の作況を次の通り取りまとめた。

#### 1、豆類。

大豆・小豆は平年と比べて着莢数がやや少なく、一莢粒数がやや多く、子実の肥大が順調に進めば平年並みとなることが予想される。

金時については、平年と比べて着莢数がやや多いが、子実は小粒傾向となっている。

手亡は、平年と比べて着莢数がやや少なく、一莢粒数がやや多い。子実の肥大が順調に進めば、収穫は平年並みからやや高くなることが予想される。

#### 2、てん菜。

本年の作付けは、直播栽培は前年より増加し、349.66ヘクタール、31.6パーセントとなっている。

移植後の低温・少雨により欠株し、直播は少雨により出芽率の低下や遅れが見られたが、移植・出芽後の生育は平年を上回り、収量も平年を上回ると予想される。

糖分については、病虫害の発生を抑え、9月の気温が低めに推移すれば基準糖分を上回ることが期待される。

#### 3、馬鈴薯。

澱原・食用ともにいも数が少なく、1個重はやや大きい傾向にある。

収量は平年を上回り、澱粉価をやや高いと思われる。

#### 4、牧草、デントコーンについては、ともに平年並みの収量を見込んだ。

以上のことから、予想反収を別表の通り集約した。

馬鈴薯、てん菜については平年を上回り、豆類は平年並みの予想となったが、今後の天候などに推移を見守っていく必要がある。

なお、てん菜にアブラムシによる病害が出始めている。

今後の何らかの対策が必要と思われる。

**○議長（高橋和雄君）** これで委員会の報告を終わります。

### ◎日程第2 請願第5号 電気料金再値上げの撤回を求める請願

**○議長（高橋和雄君）** 日程第2、請願第5号、電気料金再値上げの撤回を求める請願を議題にいたします。

お諮りをいたします。

請願第5号については、会議規則第92条第2項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、請願第5号については、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

請願第5号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 質疑なしと認めます。

請願第5号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

請願第5号、電気料金再値上げの撤回を求める請願を採決いたします。

この請願は原案のとおり採択することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、請願第5号は採択されました。

◎日程第3 陳情第1号 「釧路地方裁判所帯広支部における労働審判の実施を求める意見書」の提出を求める陳情書

◎日程第4 陳情第2号 「手話言語法」の制定を求める陳情書

◎日程第5 陳情第3号 2015年度予算の充実・強化を求める陳情書

◎日程第6 陳情第4号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の採択を求める陳情書

◎日程第7 陳情第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書の採択を求める陳情書

○議長(高橋和雄君) この際、日程第3、陳情第1号、「釧路地方裁判所帯広支部における労働審判の実施を求める意見書」の提出を求める陳情書、日程第4、陳情第2号、「手話言語法」の制定を求める陳情書、日程第5、陳情第3号、2015年度予算の充実・強化を求める陳情書、日程第6、陳情第4号、道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の採択を求める陳情書、日程第7、陳情第5号、地方財政の充実・強化を求める意見書の採択を求める陳情書。

この5件の陳情は、総務常任委員会に付託した事件です。

審査が終了し、委員長から報告書の提出がありました。

委員長の報告を求めます。

男澤総務常任委員長。

(男澤秋子総務常任委員会委員長登壇)

○総務常任委員会委員長(男澤秋子君) 総務常任委員会審査報告。

平成26年9月10日開催の定例会において、付託された事件について審査を終了したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

記。

1、付託事件。

陳情第1号、陳情第1号、「釧路地方裁判所帯広支部における労働審判の実施を求める意見書」の提出を求める陳情書。

陳情第2号、「手話言語法」の制定を求める陳情書。

陳情第3号、2015年度予算の充実・強化を求める陳情書。

陳情第4号、道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の採択を求める陳情書。

陳情第5号、地方財政の充実・強化を求める意見書の採択を求める陳情書。

2、経過。

9月10日全委員の出席を得て、審査した。

3、結果。

本陳情の内容・趣旨は十分理解できるものである。

4、決定。

陳情第1号、陳情第2号、陳情第3号、陳情第4号、陳情第5号は採択とする。

○議長（高橋和雄君） 委員長の報告が終わりました。

これから5件を一括して委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

陳情第1号の委員長報告に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

陳情第1号、「釧路地方裁判所帯広支部における労働審判の実施を求める意見書」の提出を求める陳情書を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長報告の通り採択と決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号は委員長報告の通り採択されました。

陳情第2号の委員長報告に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

陳情第2号、「手話言語法」の制定を求める陳情書を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長報告の通り採択と決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号は委員長報告の通り採択されました。

陳情第3号の委員長報告に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

陳情第3号、2015年度予算の充実・強化を求める陳情書を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長報告の通り採択と決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(高橋和雄君)** 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号は委員長報告の通り採択されました。

陳情第4号の委員長報告に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(高橋和雄君)** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

陳情第4号、道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の採択を求める陳情書を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長報告の通り採択と決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(高橋和雄君)** 異議なしと認めます。

したがって、陳情第4号は委員長報告の通り採択されました。

陳情第5号の委員長報告に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(高橋和雄君)** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

陳情第5号、地方財政の充実・強化を求める意見書の採択を求める陳情書を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長報告の通り採択と決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(高橋和雄君)** 異議なしと認めます。

したがって、陳情第5号は委員長報告の通り採択されました。

## **◎日程第8 陳情第6号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める陳情書**

**○議長(高橋和雄君)** 日程第8、陳情第6号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める陳情書。

この陳情は、産業常任委員会に付託した事件です。

審査が終了し、委員長から報告書の提出がありました。

委員長の報告を求めます。

中井産業常任委員長。

(中井康雄産業常任委員会委員長登壇)

**○産業常任委員会委員長（中井康雄君）** 産業常任委員会報告書。

平成26年9月10日開会の定例会において、付託された事件について審査を終了したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

記。

1、付託事件。

陳情第6号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める陳情書。

2、経過。

9月10日全委員の出席を得て、審査した。

3、結果。

本陳情の内容・趣旨は十分理解できるものである。

4、決定。

陳情第6号は採択とする。

**○議長（高橋和雄君）** 報告が終わりました。

陳情第6号、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 質疑なしと認めます。

陳情第6号の委員長報告に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

陳情第6号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める陳情書を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長報告の通り採択と決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、陳情第6号は委員長報告の通り採択されました。

お諮りをいたします。

北嶋議員ほか2名から、意見書案第5号、意見書案第6号、意見書案第7号、意見書案第8号、意見書案第9号、意見書案第10号、意見書案第11号の合わせて7件が追加提案されました。

この際、これを日程に追加し、順序の変更をしてただちに議題にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号から意見書案第11号までの7件を日程に追加し、順序の変更をして議題にすることに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時17分



- 議長（高橋和雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
- ◎日程第 9 意見書案第 5号 電気料金再値上げの撤回を求める意見書
- ◎日程第 10 意見書案第 6号 釧路地方裁判所帯広支部における労働審判の実施を求める意見書
- ◎日程第 11 意見書案第 7号 「手話言語法」の制定を求める意見書
- ◎日程第 12 意見書案第 8号 2015年度予算の充実・強化を求める意見書
- ◎日程第 13 意見書案第 9号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書
- ◎日程第 14 意見書案第 10号 地方財政の充実・強化を求める意見書の採択を求める意見書
- ◎日程第 15 意見書案第 11号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

○議長（高橋和雄君） この際、追加日程第9、意見書案第5号、電気料金再値上げの撤回を求める意見書、追加日程第10、意見書案第6号、釧路地方裁判所帯広支部における労働審判の実施を求める意見書、追加日程第11、意見書案第7号、「手話言語法」の制定を求める意見書、追加日程第12、意見書案第8号、2015年度予算の充実・強化を求める意見書、追加日程第13、意見書案第9号、道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書、追加日程第14、意見書案第10号、地方財政の充実・強化を求める意見書の採択を求める意見書、追加日程第15、意見書案第11号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の7件を一括して議題にいたします。

お諮りをいたします。

この意見書案第5号から意見書案第11号までの7件については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号から意見書案第11号までの7件は、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

次に、意見書案7件を一括して質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

意見書案第5号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

意見書案第5号、電気料金再値上げの撤回を求める意見書を採決いたします。

この意見書案は、原案の通り決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号は原案の通り可決されました。

次に、意見書案第6号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

意見書案第6号、釧路地方裁判所帯広支部における労働審判の実施を求める意見書を採決いたします。

この意見書案は、原案の通り決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第6号は原案の通り可決されました。

意見書案第7号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

意見書案第7号、「手話言語法」の制定を求める意見書を採決いたします。

この意見書案は、原案の通り決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第7号は原案の通り可決されました。

次に、意見書案第8号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

意見書案第8号、2015年度予算の充実・強化を求める意見書を採決いたします。

この意見書案は、原案の通り決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第8号は原案の通り可決されました。

意見書案第9号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

意見書案第9号、道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書を採決いたします。

この意見書案は、原案の通り決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第9号は原案の通り可決されました。

意見書案第10号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

意見書案第10号、地方財政の充実・強化を求める意見書の採択を求める意見書を採決いたします。

この意見書案は、原案の通り決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第10号は原案の通り可決されました。

意見書案第11号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

意見書案第11号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を採決いたします。

この意見書案は、原案の通り決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第11号は原案の通り可決されました。

## ◎日程第16 一般質問

○議長(高橋和雄君) 追加日程第16、一般質問を行います。

質問、要旨、答弁はそれぞれ簡略明解をお願いいたします。

順次質問を許したいと思えます。

通告順に、2番佐藤議員。

○2番(佐藤耕平君) それでは、質問させていただきます。

まず、北電の電気料金値上げによる影響についてです。

北海道電力は、7月31日に電気料金値上げの認可を国に申請しました。

今回の値上げ案は、国の許可が必要な家庭向けの平均が17.03パーセント、国の許可が不要な企業向けの平均が22.61パーセントで、昨年9月の値上げの2倍を超える大幅なものです。

標準家庭、契約電流30アンペア、電力使用量260キロワットアワーでは、1か月1、

069円で、14.78%上がり、月額8,302円と試算されます。

電気料金の値上げによって、道民のくらしや営業はもとより、経済界や自治体にも重大な影響を与えることは明らかです。

そこで、1、電気料金値上げによる役場庁舎や村内の公共施設への影響と対策。

値上げ分をどのように補うのか。公共料金などへの影響はあるのか。

2、北電に対して、電気料金値上げ中止の申し入れなどを行う考えはないのか。

見解を伺います。

**○議長（高橋和雄君）** 田村村長。

**○村長（田村光義君）** 北電の電気料金値上げによる影響についてであります。1点目の値上げによる公共施設への影響についてですが、高圧受電の施設については北電から年間影響額の試算がされ、街路灯など低圧受電の施設などは平成25年度の支出額に値上げされる17.03パーセントを乗じて算出を行った結果、およそ17.5パーセント、900万円の上昇が見込まれます。

昨年9月の値上げもあり、節電の努力を積み重ねておりますが、更に工夫の余地はないのか検討するとともに、電気料金の値上げについては、村民にとっても消費税の改定に続いて大きな負担となることから、今回の改定に伴う公共料金への波及は考えておらず、予算の総額確保に意を配してまいります。

2点目の北電に対する申し入れについてですが、電気料金の値上げは電気事業法により認可されるものであります。村民の暮らしや、農業を基幹産業とする村にとっては、酪農家、農協をはじめ、農業関連団体など、地域経済に与える影響は極めて大きいものがありますので、道民多くの声に真摯に耳を傾け、最大限適切な企業努力と公共性の確保に努力されるよう機会をとらえて発信してまいります。

**○議長（高橋和雄君）** 2番佐藤議員。

**○2番（佐藤耕平君）** それでは、再質問させていただきます。

まず、影響額が900万円ということだったのですけれども、公共施設すべて含めてということでは捉えてよろしいのでしょうか。

900万円というとやっぱり相当大的な金額になってくると思うのですけれども、やはりそこで心配されるのが公共施設の利用料であったり、その他の料金への影響を一番心配していたのですけれども。答弁の中でもありますように、今回の改定に伴っては公共料金値上げしたりということは行わないと。

やっぱり村民の負担も考えるとそういうことは望ましくないということなので、それは本当にいい答弁だったかと私自身思います。

そんな中で、だからといってお金があるわけではないという中で、交付税も減らされる中、この間もずっと節電なんかにも取り組んできているとは思いますが、ある程度の、正直限界も来ているのかなと思うのですけれども、そういう中で、それでもやはり村民のためを思って何とかしようとしているということなのだと思います。何か具体的な案が今のところあるのかお伺いします。

**○議長（高橋和雄君）** 阿部総務課長。

**○総務課長（阿部雅行君）** 私の方から、公共施設についてですけれども、公共施設は村における全ての公共施設、庁舎から学校関係全て入っております。

対策ですけれども、これまでも電気料の値上げ等ございまして、対策は取り組んでおりますけれども、さらにできることがあるか、庁内全て英知を集めて検討していきたいと考えてお

ります。

**○議長（高橋和雄君）** 2番佐藤議員。

**○2番（佐藤耕平君）** 先ほども言いましたけども、かなりアイデアを絞るのも厳しい状況まで追い詰められていると思うのですけども。ぜひとも頑張って努力していただいて、その辺はうまくやっていただきたいなと思います。

2点目の申し入れに関わってなのですけども、この答弁の捉え方としては、北電に対して申し入れや要望を今後行うという立場であると考えてよろしいのでしょうか。

**○議長（高橋和雄君）** 田村村長。

**○村長（田村光義君）** どういう機会があるのかということにはちょっと私自身もこういったケースで、直接村単独でというのはなかなか思いつかないのですけども、先ほど議会の方でも意見書が採択されて、全体的な村のそういったことについては発信がされるのかなというふうに思いますし、単独でみんなが北電にというのも行動的に、あるいは国に対して何らかの対策というのは、また違った形で整理がされるのかなというふうに思っていますので、今具体的にこうするという考え方をもちて答弁しているものではないということをご理解いただきたいと思います。

**○議長（高橋和雄君）** 2番佐藤議員。

**○2番（佐藤耕平君）** 分かりました。

村長今おっしゃったように、先ほど議会としては意見書も通りましたので、村としてのある一定の意思表示は、今回はされたのかなと思うのですけども。

今、各十勝管内含め全道各町村でもそういう動きが極まる中で、昨日の地元紙なんかでは、今ちょっと北電も躊躇しているようなことも書かれていましたけども。それもやはりこのような議会での取り上げ、陳情、意見書での取り上げだったりという行動が表に出てきた成果の一つでもあるのかなと思いますので、今こそがいいタイミングというか、もっと攻勢をかけて、北電に対しても何らかの申し入れなんかも、ぜひ議会としては、先ほど通りましたけども、村として改めてさらに何らかの形で行っていただきたいと。

そういう中で、村単独でというのも難しいと思いますので、その辺は近隣町村との連携であったり、町村会なんかにもぜひ村長の方から声を掛けていただいて、そういう大きな団体での申し入れなんかも考えていただけないかなと思うのですけど、その辺についてお伺いします。

**○議長（高橋和雄君）** 田村村長。

**○村長（田村光義君）** 要請するとすれば、そういった形が一番いいのだろうなというふうに思いますので、またちょっと町村会事務局等とも意見すり合わせしながら、そういった場面で何らかの形ができるのかどうなのか、私の方からも申し入れしてみたいなと、こういうふうに思います。

**○議長（高橋和雄君）** 2番佐藤議員。

**○2番（佐藤耕平君）** ぜひ、その方向で進めていっていただきたいと思います。

そういう中で、村の公共施設に関わっての影響額は先ほど示されたのですけども、先ほどの意見書の中にも酪農家で27万円という負担の試算も出ていますけども、村としても酪農家だったりということに、本当にどれだけの影響があるのか。村の業者ですよ。

企業なんかでもどれだけの影響があるのか、そんなような試算もぜひ、大変でしょうけども、していただいて、その申し入れの際には役立てていただきたいなと思うのですけども、その辺についてはどうでしょう。

**○議長（高橋和雄君）** 田村村長。

**○村長（田村光義君）** ちょっとイメージ湧かないので、概略的なアップ率でどうこうということなのでしょうけども。個々のいわゆるデータ、私どもが持っているわけではありませんし、その中身を分析をしてやるべき労力ということなのかなというのはちょっと分かりませんので。全体も北電の中のデータでしかないのだろうと。

個々のそれぞれ使ったものを集めてまで、そのデータが何ていいんでしょうか、要請するときになのかということがちよっとありますので。勉強はさせてもらいたいと思えますけど、ちょっと現実的でない。

やはり、今予定されているアップ率などを概略で当てはめて、そういった影響額を出せるのかどうかちよっと私も分かりませんが、そういった訴え方を。そうすると、経費の中に何パーセントアップするとか、そういうような捉え方にならざるを得ないのかなというふうに、今ちよっと思っています。

**○議長（高橋和雄君）** 2番佐藤議員。

**○2番（佐藤耕平君）** 分かりました。

可能な範囲でぜひともその辺も取組んでいただきたいと思えます。

繰り返しになりますけども、昨年も値上げしている中で大幅な値上げになりますので、ぜひとも北電に対して、強い姿勢で臨んでいただきたいなと思えます。

これで1問目については終わらせていただきます。

二つ目として、子ども・子育て支援新制度の条例化に関わって。

国による子ども・子育て支援新制度の法制化に伴い、現在、各自治体では来年2015年4月からの実施に向けての条例化が進められています。

新制度は、保育の市場化を目指した保育所制度改革をベースにしたもので、民間企業の参入をやすくし、保育をサービス業化する道への門戸を開くものであり、保育の質の低下を招くことが考えられます。

条例化に向けて、家庭的保育事業、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業、放課後児童健全育成事業の設備、運営に関わる議論が進められていると思えますが、すべてにおいて重要なことは、保育を必要としている人がきちんと保育を受けられるように、児童福祉法第24条1項に示された市町村としての責務を果たすことです。

条例の内容が、村の責務を果たすものとなっているのか。

現在の本村の保育環境や施策の維持、もしくは向上するものとなっているのか伺います。

**○議長（高橋和雄君）** 田村村長。

**○村長（田村光義君）** 子ども・子育て支援新制度の条例化に関わってについてですが、平成24年8月に質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量の拡大及び地域の子ども・子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て関連3法が成立しました。

これらの法律に基づき、平成27年度から子ども・子育て支援新制度実施に向けて、各自治体において新制度における施設や事業の設備、運営に関する基準や、新たな給付制度の対象となる施設や事業の運営に関する基準を条例等に定める準備を進めているところです。

本村においても、昨年9月に子ども・子育て会議を立ち上げ、これまで5回の会議を開催し、8月上旬に開催した会議において、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め

る条例案、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案の審議を終えて、8月25日から9月22日までの間、パブリックコメントを実施しているところでもあります。

佐藤議員のご質問の通り、民間企業が参入する場合、これら新基準をクリアすることに主眼を置き、保育の理念が失われ、経済活動の一つとして保育サービスが行われる可能性もあります。

しかし、大都市では、これらの新基準をクリアすることができない民間事業者も多くあることから、施設の改善が行われ、質の向上も図れる一面もあり、メリット、デメリット双方あるものと考えているところです。

本村においては、これらの新基準が整備されても、当面民間企業が参入することは想定されません。

また、昨年10月から運営開始した、きらきら保育園においては新基準を上回る施設となっており、職員の配置についても、成長に心配のある園児には加配を付けて見守るなど、職員の配置体制も手厚くなっております。

新基準が整備されても、これまで提供してきたサービスを低下することなく、継続して運営にあたり、村の責務を果たしてまいります。

**○議長（高橋和雄君）** 2番佐藤議員。

**○2番（佐藤耕平君）** それでは、再質問させていただきます。

まず、答弁の後段の方であったことなのですが、きらきら保育園として昨年10月に施設的にも本当に立派な保育園ができる中で、そこで働く職員であったり、職員の配置体制なんかも答弁であった通り、本当に手厚くなっているということは私自身も以前からお聞きしていますので、村として、村立の保育所として本当に今いい保育施設であり保育の体制が維持されていることと思っています。

そんな中で、子ども・子育て新制度というものが施行されようとしているのですが、村長答弁にあった通り、本当に民間企業が参入することによっての、やはり企業としては福祉という観点で言えば、経営という観点で入ってくる以上、さまざまところでの効率化なんかをする中で、本当に保育の質が保たれるのかということが懸念されるのですが、その辺についても認識が一致しているかなと思うので、その辺もよかったなと私自身感じます。

そういう中で、中札内としては、この新制度そのものが都市部における待機児童解消の一つとして民間企業を参入しやすくして、数合わせのように待機児童解消を狙っているのが根本だと思うのですが、そういう中、中札内においては待機児童の問題はないわけで、そんな中で本当に緊急性のある条例ではないと私自身思います。

しかし、条例制定される以上、待機児童だったり民間参入の可能性は当面はないと想定しているということなのですが、そういう制度ができた以上、やはり可能性はゼロではないという中においては、やはりきちっとした条例にしていく必要があるなと私自身考えますので、そういう中で、幾つかホームページから引っ張り出しました条例案に基づいて、ちょっと幾つか再質問、懸念される所を再質問したいと思うのですが、

まず、家庭的保育と特定教育云々というちょっと長い表題の条例に関わってなのですが、いずれも第1条として趣旨が書かれているのですが、その後に基準なんか詳しく2条以降書かれているものにはなっているのですが、第1条の趣旨の方に、ぜひ、今の案の条文に加えて、村自治体としての責務、児童福祉法24条に基づくような村とし

での責務、子どもの権利をきちっと保証し、保育の受ける権利をきちっと保証されるようにするために、この条例を制定しますかどうか、そういう文言をぜひ加えていただきたいなと思うのですが、その辺についてお伺いします。

**○議長（高橋和雄君）** 岡田福祉課長。

**○福祉課長（岡田好之君）** 今現在、この条例案につきましては、パブリックコメントをかけているところがございますので、議員おっしゃるようなその趣旨のところの手厚く改正するという点については、パブリックコメントの中での意見として出していただくと、より反映されるのではないかなと思いますし、具体的にはこのパブリックコメントが終わった後、条例案としてこの議会に提出されますので、そのときまた審議いただくのがよろしいかなと思っております。

**○議長（高橋和雄君）** 2番佐藤議員。

**○2番（佐藤耕平君）** 分かりました。

そしたら、私の方で、そのほか、いろいろ懸念材料がありますので、パブリックコメントだとか活用してやっていきたいと思えます。

それでは、パブリックコメントの状況ですね。

今、具体的にどんなような意見が出ているかだとか、あと、条例の案なんかも3種類に及んでいて、結構分厚いものにもなっていますので、これを見ただけではやっぱり保護者や保育関係者といえどもなかなか分かりづらいものなのかなと思うのですが、その辺の周知のための住民説明会なんかはこれまで行っているのか。

行っていないければ、今後行う予定はあるのか。

その辺についてお伺いします。

**○議長（高橋和雄君）** 岡田福祉課長。

**○福祉課長（岡田好之君）** まず、パブリックコメントに関しての今の意見の状況でございますけど、ただいまのところまで、パブリックコメントに関して意見というのは届いてございません。

それから、住民説明会という形で住民がこの条例案のところに関わっているのかということでございますし、また、そういう説明会はということでございますが、この案につきましては、子ども・子育て会議の中で、この案について一応審議していただき、その中で承諾いただいたものをパブリックコメントにかけている状況でございます。

そんなことで一般的な形にはないのですが、一応、子ども・子育て会議を経由したという形になってございます。

ただ、今回のこの特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準、そして家庭保育事業の設備運営に関する基準ということに関しまして、直接村に住民の方が影響するという感じではなく、新たに入られてくる参入される企業の方、それから法人の方たちが対応になってくるというものでございますので、なかなか一般的には興味を持たれないかなと思っております。

**○議長（高橋和雄君）** 2番佐藤議員。

**○2番（佐藤耕平君）** 今、参入企業が対象の条例となっているということだったので、確かにそうなのですが、そういう企業が入ってきた場合、その保育サービスを利用するのはやはり住民なわけですので、やっぱりそのときに本当にいい保育サービスが提供されなくてはいけないと思えますので、やはり子ども・子育て会議の中でも審議してきたということで、もちろん、そこは評価するのですが、そこもやはり村民、保護



者全てではありませんし、やはりその会議には参加していない保護者に対してもやっぱり何らかの形でこの条例内容なんかを周知する必要があるなど私自身は思うのですが、説明会なんかは開く意思はないか、再度お伺いします。

**○議長（高橋和雄君）** 岡田福祉課長。

**○福祉課長（岡田好之君）** 現在のところ、この条例化における住民説明会というものにつきましては、現在パブリックコメントをかけておりますので、それでもってご意見をいただくという形になってくるのではないかなと思っております。

ただ、これは具体的な子どもさんのことのお話でございますので、このことに関しましては制度自体が大きく変わることになってございますので、その辺、全体的な子ども・子育て支援新制度に関する周知や何かにつきましては、広報等を通じてお話させていただきたいなと思っております。

**○議長（高橋和雄君）** 2番佐藤議員。

**○2番（佐藤耕平君）** パブリックコメントでそういう意見交換であったり、意見提供の場を設けているということだったのですけれども、現在ゼロということで、それがこの条例化に伴って何ら問題がないから意見が出てこないのか。もしかしたら条文読んだだけではちょっと分からなくて、何を質問していいか。何が問題なのかも分からないでパブリックコメントが来ていないのか。その辺の違いがもしかしたらあるのかもしれないのですが、その辺の捉え方はどうなのでしょう。

**○議長（高橋和雄君）** 岡田福祉課長。

**○福祉課長（岡田好之君）** かなりこの条文自体、難しい条文でございます。

一般的な方はなかなか読み込めるのが難しい条文でございますので、興味を引くのは相当難しいのではないかなと思っております。

ですので、子ども・子育て新制度に変わりますよと、27年4月から変わりますと、その関係でこういう条例も変わりましたというようなそういう説明の仕方ならば、何とかなるのかなと思っておりますので、広報等を通じてその辺のところはやっていきたいと考えているところでございます。

**○議長（高橋和雄君）** 2番佐藤議員。

**○2番（佐藤耕平君）** ぜひその方向で進めていただきたいと思います。

やっぱり分からないことが一番保護者や受益者にとっては問題になってくると思っておりますので、広報なんかでぜひとも今回の条例改正がどういうものなのか。

来年4月以降どうなるのか。

その辺をぜひ、広報のページ数では制限いろいろあるかと思っておりますけれども、ぜひ何らかの形でそういうふうに住民に対して、ぜひ情報提供を今度進めていただきたいと思います。

さらに、先ほどの答弁の中でも、今のきらきら保育園に関しては、新基準を上回る施設となっているという答弁だったのですけれども、それはそれでやはり大いに評価できることなのですけれども。恐らくは国の、今この法律、そして条例化に伴う基準よりも結構高い推移の基準に中札内村の保育園はなっていると思うのですが。

今後、条例化に伴いもしかしたら参入してくる企業に対して、国の基準を上回ってればよしとするのか。もしくは村立の基準に近い基準でぜひやってほしいと、国基準を上回るような基準の提供というのか、その辺の考えはどうかお伺いします。

**○議長（高橋和雄君）** 岡田福祉課長。

**○福祉課長（岡田好之君）** 今回この条例案の作成におきましては、町村において基準の作成について、町村がそういうノウハウとか建築的なもの、それから人的なものというところのものを本当のところというのは、はっきり言って知識がないというのが現実でございます。

そういうところで、国において基準案が作成されておまして、その基準案の中で、従うべき基準と、それから参酌すべき基準というようなことがございまして、参酌すべき基準については私どもの方でその分は検討できるというような、そういう形のものでございます。

そこで、本村としては、全て国の基準案を今回の条例案という形にさせていただきましたので、これをクリアできれば企業の方もまた参入できるのではないかなと思っておりますし、ただ、このもともとの国の基準自体、現行の基準と何ら変わっておりませんので、これ自体、民間から参入しようとする方についてはかなりハードルが高いのではないかなと思っております。

**○議長（高橋和雄君）** 2番佐藤議員。

**○2番（佐藤耕平君）** 国の基準と、今の村の保育園の基準で上回っているところが今の段階、ちょっと分かればお聞きしたいなと思うのですけど。

例えば、子ども1人当たり保育士何人だとか、あと、子ども1人当たりの面積ですよ。

そういうのなんかも、3.3平米以上だとか国の基準はありますけども、村の今の現在の保育園は実際にではどうなのか。

もし、今すぐ分かるのであれば、分からなければ結構ですけども、すぐ分かるのであればお聞きします。

**○議長（高橋和雄君）** 岡田福祉課長。

**○福祉課長（岡田好之君）** 例えば今、3歳児のお子さんのところでいきますと、30名のお子さんがいらっしゃいます。

30名のお子さんがいらっしゃるということは、1.98平米という形になりますので、60平米あればいいという形になります。

それが私どもの方では80平米でございますので、面積的には非常に大きい部屋になってございます。

それが4歳、5歳児等についても、ちょっと比較にはなりませんけれども、面積は相当広いような形になってございます。

あと、人の関係でございますが、それぞれ年齢によって0歳児には3人の1人とかというそういう決めがございますので、一概にすぐには言えませんけれども。

当面、今のところ、30名プラス園長という形で130名の子どもの面倒を見ているというような形になっておりますので、人数的にも多いような状態になっているものと判断しているところでございます。

**○議長（高橋和雄君）** 2番佐藤議員。

**○2番（佐藤耕平君）** ありがとうございます。

国の基準を大幅に上回っているというふうに考えます。

実際そうなっているということなのですけども、先ほどから仮の話ばかりですけども、今後万が一、どこか企業が参入してきて保育事業をやるとなった場合に、村の保育園はこれだけの素晴らしい基準になっていると。

ある一方で、企業として入ってくる側はもしかしたら国の基準ぎりぎりということに

もなると思うのですよね。

そういう中で、村立と企業との間に差が生まれるのかなと思うのですが、そういった場合にやはりそっちの参入してきた方もぜひ、せっかく素晴らしい基準で村立保育園をやっているのであれば、そっちに基準をなるべく近づけてほしいと、そういうような要望もやっていく必要があるのかなと思うのですが、その辺についての考え方はどうでしょう。

**○議長（高橋和雄君）** 岡田福祉課長。

**○福祉課長（岡田好之君）** 企業の参入が全て悪という形には私どもも思ってございません。

企業自体も一生懸命努力していただいてやっていらっしゃる、ほとんど企業、保育所なり幼稚園なりを今運営されている方たちのところは、みんな意識の高いところだと私どもも思っております。

ただ、経済活動を中心というそういう面がありますから、その辺のところは心配はしているところですが、企業の参入をカットしたいという意味ではございません。

できれば、私たちの保育園の補完するような、そういう活動をしていただける民間企業があれば、ぜひそういう活動をしていただければなと思っております。

ただ、やっぱり選ぶときには保護者が選んでいただきますので、中札内の保育園はこういう形でやっているところ、それよりも低い基準だけのところで行っているようなところでいくと、自然に保護者の方は選択されるのではないかなと思っております。そういうことによって、民間企業も入ってくる企業もグレードを上げてくるのではないかなと思っております。

**○議長（高橋和雄君）** 2番佐藤議員。

**○2番（佐藤耕平君）** 分かりました。

最後になりますけれども、答弁でもあった通り、今ある村としての保育園の質、サービスは下げないで、新基準が整備されても下げないという答弁もいただいておりますので、ぜひ、その方向で今後も保育行政を進めていっていただきたい。

そして、多くの自治体では、この9月議会にこの条例案を提案して制定してきている中で、結果として12月議会に提案されると思うのですが、そこもやはり子どもたちにとっていい保育のために、審議に重点を置いてきた結果、9月議会ではなく12月議会に回したというふうに私自身捉えていますので、ぜひ、今後もパブリックコメントなんかで寄せられた今後出てくるような意見、住民からの意見もぜひ12月議会に上げる条例案には反映させていただき、今の保育サービスも十分いいのですが、よりよい保育サービス、保育が提供できるような形にしていっていただきたいと、最後にこう述べて終わらせていただきます。

**○議長（高橋和雄君）** ご意見として処理させていただきたいというふうに思います。

若干、休憩をいたします。

20分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時20分

**○議長（高橋和雄君）** 休憩前に引き続き会議を開きたいと思っております。

一般質問を続けさせていただきます。

3番知本議員。

**○3番（知本正幸君）** 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をしたいと思いません。

私は2問質問したいと思いますので、一問一答でお願いいたします。

最初に、若者の定住対策についてということで、国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口では、中札内村は11年後の2025年で3,659人、25年後の2040年では3,129人、65歳以上の高齢化率は40.4パーセントと大幅な人口減と少子高齢化社会が予測されています。

現実に本村の人口も徐々にではありますが、年々減少傾向にあります。

そんな中で、本年度スタートした第6期まちづくり計画では、7年後の2021年の人口指標、目標人口を4,200人としています。

まちづくり計画基本構想では定住施策等の拡充や産業の発展により目標達成を目指していますが、過去の推計などからみても、今のままでは目標の達成は至難なことであると考えますが、前段の地域別将来推計人口について、村長としてどのようにとらえているのか。これから10年先、20年先を村長はどう予想しているのか伺います。

また、定住施策については村長の重点施策として一定の成果を上げていると思えますが、まちづくり計画の目標達成に向けて、更なる施策の拡充について村長としての見解を伺います。

- 1、企業に対する地元雇用の奨励。
- 2、定住対策推進体制の整備。
- 3、空き家、空き地情報バンクの設置。
- 4、新規移住希望者に対するサポート体制。
- 5、移住体験モニターの拡充。
- 6、子育て、福祉、健康づくり施策の拡充。

以上、6点について伺います。

**○議長（高橋和雄君）** 田村村長。

**○村長（田村光義君）** 若者の定住対策についてであります。前段の地域別将来推計人口についての見解についてですが、国立社会保障・人口問題研究所が推計した2040年の人口はすべての都道府県で人口が減り、65歳以上が3割を超えとの予測が公表され、大きな反響を呼んでいます。

この推計は、過去の国勢調査などから導き出す一つの推計方法ですが、進行する少子高齢化と人口減少は、生産人口の減少による経済活動の停滞、税収の減少、社会保障費の増大など、本村のまちづくりを戦略的に進める上で大きな課題であると認識しております。

私の公約である5分野33項目については、まちづくり計画に反映し、住んでみたい、住んで良かった、ずっと住み続けたい村づくりの実現のため、各分野におけるまちづくり総体のワンランクアップを目指して、社会環境の変化やニーズの多様化に的確に対応しながら、まちづくりの課題に果敢に取り組んでまいり所存であります。

第6期まちづくり計画において2021年度の人口を4,200人と目標設定したのは、このような少子高齢社会においても地域の活力を失うことなく、立地条件を生かし、地域資源を生かした産業の活性化、子育て環境の充実など未来に希望の持てる安心できる社会、そして何より、住んでみたいと思える魅力あるまちづくりを目指して英知を結集し、10年先、20年先に向かって、持続的発展を目指すという視点で一つの目標としております。

村の人口推移はこの10年間、約4,100人に近い人口動態で推移し、高齢化率は、25年度末で26.1パーセントとなっておりますが、3人目を出産する若い世代も増えています。

こうした背景には、定住化施策や子育て支援策による流入人口の増加、枝豆をはじめとする堅調な農業生産、地場企業の努力などが功を奏しているものと考えております。

ご質問の若者定住に関する1点目、企業に対する地元雇用の奨励についてですが、これまで企業立地促進条例による雇用奨励、今年からスタートした小規模起業化支援策など、企業の経営体質強化による雇用環境の整備に取り組んでおりますが、今後も社会環境の変化や雇用環境を的確に把握するとともに、新たな企業誘致や企業との連携強化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に2点目から5点目の定住推進体制などについてですが、各種制度や情報発信のあり方など、その効果や問題点の検証と改善策の検討を行い、中札内村を選んでいただくためのホームページやDVDを活用した情報発信の強化、的確な情報提供のための庁内連携を強化するとともに、10月に造成が終了するときわ野第3次分譲地の販売については、村の定住化施策や子育て支援策をPRしながら、トップセールスに取り組んでまいります。

次に6点目の子育て、福祉、健康づくり施策の拡充についてですが、これまで、保育料の軽減・無料化、中学生までの医療費無料化、保育園の改築と遊びから学び見守る保育環境の整備などの子育て支援策、高齢者に対する各種施策、障害をもたれる方への支援策、各種検診や予防・健康づくりなど、健やかにみんなで支えあう福祉の村づくりを目指しております。

今後、子育てに関する相談機能、食育の推進、元気講座による健康づくり、見守る保育の実践向上など、ソフト面の充実を図り、安心して暮らし、ずっと住み続けたいと思える環境づくりに取り組みながら、住んでみたいと選んでいただくために、村の姿勢や制度を積極的に発信してまいります。

**○議長（高橋和雄君）** 3番知本議員。

**○3番（知本正幸君）** それでは、再質問させていただきます。

最初に、地域別将来推計人口ですね。

これは答弁でも述べていますように、国勢調査をもとに出生と死亡との関係、自然動態というのですか、これだけを自然の根拠にしているということですので、人口異動は考慮されていないそんな推計ですので問題もある推計かなとは思いますが。

本村を見ても、自然動態は減少かなりしていますから、こういう形で将来見えています。

ただ、ここ10年横ばいというのは、やっぱり人口異動によって、いろんな政策によってそう減ってないのかなと思ってはいますけども。

ただ、ここ何年間、微減ではありますけども、減っている傾向にあるのかなというふうに思っております。

ただ、言えることは本村だけでなく、全国的、全道的にも550万人の人口が500万人ちょっとになるということで、道も慌てて対策本部なんかも立てているようですけども。国もそういう面で地域創成省を新たにつくって地域の人口減対策に取り組むということ、盛んに最近特に町村会なんかも懇話会ですか、つくったり、新聞でも出ていたけども。人口減少に取り組む自治体連携ですか、そんな中でもいろいろ国に提言していきたいということで、最近、特に新聞報道が出ております。

国もそういうことで新たに新設、地域創成省としたことですから、いろんな形での地方

に対して、これから事業なんかも出てくるのかなというふうに予想しているのですけども。村としても、答弁にもあるように、危機感持って対処していく必要があるのかなというふうに思います。

そういう面で、国や道の動き。それに伴って、村も具体的に動き出す必要がもうあるのではなかろうかなど。

道なんかも対策本部で市町村と一緒にこの計画をつくっていききたいとか、ほかの町でも内部の人口対策のプロジェクトで将来的に検討していくと、そんな動きも随分出ているようですけども、具体的にそのことについて、村長として今後、当面というのですか、どう取組んでいこうとしているのか、ちょっと答弁で入っていなかったものですから、そこら辺について伺いたいと思います。

**○議長（高橋和雄君）** 田村村長。

**○村長（田村光義君）** 今、知本議員からおっしゃられた国の動き、道の動き、あるいは町村会の動き、他市町村の動き、私も注視しております。

ただ、どういうふうになっていくのかという方向が見えているものは、ちょっと今走り出したということでないのかなというふうに思っていますし、それ以外では日本創成会議で町村として消えるみたいなことで非常にやっぱり全国的に危機感が煽られて、現状として認識していないところはなかったのでしょうかけども、特にそういったことで、あらゆるところがそういうふう動き出したかなというふうに思っていますし、少しちょっと横に行くかもしれませんが、これまで十勝管内でもいろんな施策が先行して、それなりの、先ほどもちょっと答弁させていただきましたけど、効果を生んでいる部分があるのかなというように総括はしていますけども。他のところも同じように、段々、いわゆる子育て施策、定住というようなこういう今のご質問のような施策の部分はやってきています。

それと、さらに過疎等のソフト事業でも、そういった財源の補填が一部されると。全部ではないと思いますが、されるというようなこういうことが背景にあるものですから、非常に村としては今、ここまではそういうことだったのですけども、危機感を持っています。

こういった事業を一度初めて、今日やって明日止めるというそういうようなことではなくて、やはり長期そういった効果が表れる、あるいは軽減をしていくということは長期的にやっぱり考えなければいけないということを常に思っています。

今までは全体の予算を見ますと、交付金だとか交付税もそれなりの中身で増があったというようなことで、何となくそういったやっていることに圧迫を感じないような状態でやれたことは非常によかったというのが率直に思っています。

知本議員からも補正予算のときに、交付税の今後の見込みというような、こんな質問いただきましたけども、非常に全体的な国の予算を見ますと、こういった子育てとか地方へというような話はあるのですけども。実際に財政的に交付税がやはりどうなっていくのかということを見ますと、非常に大変だなということで、これから新たに、今までやっている以上により密度濃くしていくということがどこまで判断できるのかというのがこれからの施策にかかっているかなというふうに思っていますし、そういったできた制度も積極的に活用して、中札内村はやっぱりやっていかないと難しいかなという、こんなことを日頃考えて、この先こうしますという取組みまで整理できておりませんが、そういったことを日々思いながら、今執行に当たっている状況です。

**○議長（高橋和雄君）** 3番知本議員。

**○3番（知本正幸君）** そうですね。

ほかの町もかなり危機感を持っていろんな対策が随分出てきているようですから、うちもぜひ内部的にもそういう若い人による検討というのかな、立ち上げて、ぜひ長期的な取組みをぜひ早急にしていく必要があるのかなというふうに思っていますので、そういうことで進めていただきたいなと思っています。

本題に戻しまして、若者定住化ということで村長の公約でもありますし、重点施策ということで取組みは進めております。

どちらかというハード面というのでしょうか、宅地分譲をして、造成して分譲をする。あるいは、補助金、助成金を出して、優遇措置を設けて来てもらうと。

そっちの方が前面に出ているのかなというふうに思いますけども、それはそれで一定の成果がありますので結構なことだと思います。

ただ、最重点施策というからには、もう一步進めた取組みもあってはいいのではないかなとちょっと思ったものですから、今回6点ほど具体的にちょっと質問させていただきました。

6点項目として出した次第ですけども、その前に、以前の予算審議というのかな、中札内村における夜の人口と昼間の人口。これは調べたことあるのかということで、総務課では調査してみるということでして、総務課の方からも資料をいただきました。

22年度の国勢調査、4年前ですから結構古いのですが、人口4,006人のところ、昼間の人口4,396人、単純で390の方が村外からうちの村に通勤していると。

ただ、中札内から村外に出ている人も50人か100人ぐらいいると思うので、それを差し引きすると、もっと多くの方が村外から村に仕事に来ているのかなというそんなことが推測されます。

それで、総務課の方に、そこら辺の具体的な内訳というのかな、ちょっと調べてもらったけど、企業等についてはちょっと分からなかったのかな、資料としていただいたのは、公務員ですね。特に教職員とか村の職員もそうですけども、それについては把握して資料として事前にいただきました。

400人以上の方が通勤しているということは、その半分でも村に住んでくれたら、目標人口には軽くいってしまうのですよね。家族も含めたらもっと増えるのかなと思います。

そういう意味では、もっともっと取組みをそういう面では強めていく必要があるのかなというふうに思っています。

役場の職員では、22名の方が村外から通勤している。

これについては、結婚で村内居住だけでも、結婚とかあって村外に出た。あるいは、専門職の資格のある人が村内にいない。そういうことで、帯広辺りからも随分職員として来ている、特に保育士さんが多いのかな。

大体何となく分かります。

その中で、小中学校の先生方ですね、教職員。小中学校で42人中24名が通勤している。

高等養護学校では117名中82名、合計では159名のうち106名、3人に2人が村外から通勤しているというような実態にあるみたいですね。特に高等養護学校ですね。これは4人に3人が村外から出てきているのかな。

そこら辺、小中学校は村の教育委員会の管轄ですので、そこら辺、教職員に対してどのような村内居住について、現在指導をしているのか。

それと併せて、高等養護学校ですね。開校当時、当時の校長さんなのですけども、非常

に一生懸命村内居住について教職員に理解活動をしていただいて、半分以上の方は、もっとですね、村内居住にしてくれたのかなというふうに思っています。

今そういった面で、高等養護学校に対するそういうお願いというか、そんなのもしているかどうか分かりませんが、していないとすると、村の方からもそういった要望とか要請とか、していく必要もあるのではないかなというふうに自分的には思っていますけども。そこら辺についての考え方について伺いたいなと思っています。

**○議長（高橋和雄君）** 高桑教育次長。

**○教育次長（高桑浩君）** 村立の小中学校に対する教職員の方の村への定住、居住についてですけれども、現実的にはやっております。やれないという状況にあります。

教職員の方々の中には、すでに村外に住宅を建築して住まわれているという方もいらっしゃいますし、あるいは配偶者、あるいはお子さん、あるいは親のということで、家族の事情によって中札内村に住むことができないという事情もありまして、現実的に教職員の方個々に要請するような状況にはないということです。

ただ、新採用の方については、できるだけ村に住んでほしいということで、面接時なんかにお話できるということにはなっているのですけれども、全体的に見れば、なかなかそこは難しいということでもあります。

さらに教員住宅についても、現在20戸管理しておりますけれども、入居率が26年で95パーセントということで、小中学校の先生が教員住宅に入るには、教員住宅の戸数が足りないということと、さらに、かなり老朽化していて、どうぞ入ってくださいと言えるような住宅でないものも中にあるということから、まず、どちらが先か分かりませんが、住宅を整備することも並行してやる必要があるのかもしれないと感じております。

**○議長（高橋和雄君）** 田村村長。

**○村長（田村光義君）** 最初に前段でもう一步ということで、具体的な提案、中身というよりもこういう視点でということですし、今、また、いわゆる人口動態といいましょうか、転入と転出あるいは教職員、職員という視点でいただきました。

大変そういったところから分析すること必要かなというふうに改めて、その約400がどういふところか私もちょっと把握していないものですから、そのことによってやるべきことがちょっとヒントでもあればなというふうなことで今ご意見聞いていましたし、高等養護の関係ありました。

やったことないものですから、私もそういう、やってどうかということは別として、かなり距離的に、特に帯広市から近いことでこういう減少もあるのかなというふうに一般論で見ましたから、その内容も聞いたり、住宅空いているというふうには聞いていますけども、実態もお聞きして、可能であればという、1人でも2人でも可能であればという申し入れといいましょうか、申し入れという形にはならないかもしれませんが、話すべきことかなというふうに思っておりますので、やってみたいなというふうに思います。

**○議長（高橋和雄君）** 3番知本議員。

**○3番（知本正幸君）** 居住圏の問題なんかもあるので、なかなか要請というところまでいかない、お願い程度なのでしょうね。

ただ、言えるのは、特に養護学校の先生方が、何か著しく、あれだけ空き家、当時はいっぱい入っていたのですよね。ほとんど満杯になるぐらい。

それが1棟丸々空いている教員住宅があったり、それに周りの景観もありますし、雑草生えたりいろいろありますし、やっぱりあれだけのものを空けておくというのはどうなの



か。

特に高等養護の住宅、今回ちょっと質問からずれていくのでお話しませんが、あの住宅なんかも先ほど言った教員住宅として使えば、まだ立派なものですからね、いいのかなと思って今聞いたりもしていましたし、定住促進の中でも、あの住宅の活用について、いろんな制約もあるのでしょうか、道教委との話し合いもあると思うのですが。やはりあれをそのままにしておくというのは非常にどうなのかという、村として、地域もそうなのです。行政区の中でも、本当に空き家状態でぼつぼつとしか入っていませんのでね。

いろんな面で支障があるというふうにも聞いていますので、ぜひ住宅の活用にはぜひ検討していただきたいなと思います。

そんなことで、小中学校の先生についても強制はできないし、いろいろな事情があると思いますので、ぜひ中札内在住で優秀な先生、そういうのを教育長ぜひ来てもらうように頑張ってくださいなと思います。

特にあれば。

**○議長（高橋和雄君）** 上松教育長。

**○教育長（上松丈夫君）** 二つ申し上げたいと思うのですが、まず人事の案件ですよね。

基本的に今言われたように、できるだけこの村に住んで、そして子どもと向き合える先生を持ってきたいというのが私の理想でもあります。

実際に人事をやっていくと、なかなか難しいところもありまして、まずは子どもたちを向き合える先生を持ってきたいなど。そういう面では学力向上とか授業がしっかりできると学級経営ができるとか、そういうのをしっかりと吟味した上で、しっかりその人を、先生を持ってきたいというのが基本形です。

その上でなおさら住んでくれればこんなうれしいことはないので、そういう2段構えといいましょうか、という形で今人事を進めているということをお願いしたいと思います。

議員の言われることはよく分かりますので、肝に銘じて、そういう形で進めてみたいというふうに思います。

それから、先ほどの指導の関係ですよね。中札内高等養護との関係です。

これはうちの村の中札内高等養護はまだいい方であります。全道のいわゆる高等養護学校のあるところの、例えば旭川に近い東神楽とか鷹栖だとか、ああいうところはほとんどゼロに近いです。

みんな旭川から通っているということもありますね。

だから、そういう面で見ると、35人が現在住んでいただいているのですが。

これもやはりできるだけ、校長とも話しているのです。

できるだけ住める先生を持ってきてほしいねという話、これもやっぱり難しいところがあるのです。全道枠ですから。

逆に言ったら、中標津だとか、例えば小平高等養護だとか、あそこはもうそこに住まなければ生活できないですよ。

そういう立地条件というのもしっかりあるのかなと思ってはいますが、今言われたように、できるだけ村に住んでいただいて教育活動ができる先生を持ってきてほしいということは、要望は絶えず言い続けたいなと思います。

それから、もしうちの小中の教員が増えてきたときには話し合いとして、道職員ですから、いわゆる先生方も。あそこに入れる権利はあるのですよね。そういうことで入れても

らえるという話し合いはついていますから。

増えてもそちらの方に入ってくださいという状況にはなっております。

答えになっているかどうか分かりませんが、努力してみたいと思います。

**○議長（高橋和雄君）** 杉江教育委員長。

**○教育委員長（杉江茂君）** 22年度の知本議員、そのデータを出された、昼と夜の。

今から6年前の平成20年度の高校受入から、うちの村は第3学区だったのですね。

それが取っ払って、全道、全十勝一つの区になったということで、先生方のそれまで二の足を踏んでいたというか、音更、幕別、芽室、北は士幌まで第1学区なのですよね。

うちの村から入ろうとすると、5パーセント枠、第3学区なので、非常に優秀ではないと入れないということがありまして、先生方はこぞって近郊に住宅地を買って家を建てて、そこから学校を子どもたちに通わせたというのがありまして、まだその枠が取っ払われて6年経っているのですけれども、いろんな定住対策をうちの村として出しているのですけれども。

例えば、中学校3年まで医療の無償化というのがどこまで認知されているのかなというのがありまして、そういう利点をさらにアピールすることによって、さらに定住、例えば、各自治体ごとにいろんな子育て政策出しているのではないですか。

ただ、それは各自治体のものを比べる、例えば一覧表を村のホームページに載せるだとか、そういうことをして、さらに先生方を呼び込んでいきたいなというふうに、私は養護学校の後援会の会長もやらせていただいているのですけれども。以外と、中学校まで医療が無料だということを知らない先生が多い。

そういうことも含めて、皆さんでPRしていかなければならないのではないかとこのように思います。

**○議長（高橋和雄君）** 3番知本議員。

**○3番（知本正幸君）** 今の委員長のお話、私も以前ちょっと聞いたことがあります、5パーセントの関係。

子どもの近くに住んで、地域と一体となって先生方も活動、教育してくれることが一番子どもにも望ましいことかなと思いますので、ぜひそういう面でのよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

それでは、具体的な質問に入っていきたいと思います。

まず1点目、企業に対する地域雇用の奨励です。

これは、以前にも予算審議の中で申し述べてきました。誘致した企業の従業員。

一部在住している職員の方もいますけれども、大半は帯広方面から通勤されていますよね。朝なんか7時から8時頃、行列を成して車が来ます。かなりの数なのかなと思っております。

その中でも、特に企業立地条例ですか。これに基づいて誘致した企業、そういう面では地元雇用、地元に住んでもらうということは基本かなということで、今までもそういう企業に対して、大体お願ひをしてきたということなのですけども。

答弁では、雇用奨励に励んでいくし、これからも励んでいくということですけども、なかなかその通りにはなっていないのが実態なのかなというふうに思います。

企業は企業なりの理由はあるのでしょうけど、いろんな理由があると思いますけども、これはやはりトップの考え方というかな、企業トップの考え方もかなり大きなものがあるのかなと思います。

そういう面では、うちのトップ、行政のトップ、村長と企業のトップとできれば定期的にそういう懇談をしてお願いをしていくというのが一番いいのかもしれませんが、定期的にはされていないというようなこと、この間の予算委員会でもありました。

町村によっては、多くの町村にあるのかなと思うのですが、誘致した企業と行政とで、名前は別として、連絡協議会みたいなそういうのを組織して、年に1回か2回、いろんな情報交換も含めて、今言ったような課題について、行政もお願いします。

そんなような場がやっている町も随分あるのを聞いたりしますけども、そんなこともぜひ進めてはどうかというふうに思いますので、そこら辺の考え方、村長がどのように考えているのか、まず伺いたいと思います。

**○議長（高橋和雄君）** 田村村長。

**○村長（田村光義君）** 想定されているところは多分同じかなと思って、特に名前を出しませんけども、そこは不定期ですけども、意見交換の場が年1回あるいは2回ぐらいありますし、分譲宅地等ができたときにもそのお願いを、ヴィレッジときわ野、特に売り出したときにもお願いをしたりしているのですが、やはりそこで働かれています方の、先ほどの学校の話もありましたけども、異動もあるということではなかなかここに定住して、また異動を、そちらに通うとか、いろんなことがあるようです、やはり。

特に若い方を雇用されている、家族雇用されていることで、どうしても通勤が多いというのも実態で、それ以上出ていないものもありますし、それ以外のところはそれほど多くないということもあって、やはり若い方は通うというのが実態でないかというふうに思います。

連絡協議会、そういう堅苦しくなくてもそういう意見交換ありますので、また特にヴィレッジときわ野も今3次分譲もされるということであきらめず、またパンフ等を持って行くということも、社員の方にPRをトップの方からしてもらおうというのもまた一つ効果があるかなというふうに、どれほど成果が出るかちょっと分かりませんが、そういう取り組みはしてみたいなというふうに思います。

正式な協議会にこれから出るのであれば、そういうことも何かうまくつくこともいいのかなというふうに思いますが、相当そういったことで、このことについてはやってきているところもあるので、あきらめずやっていくということかなというふうに思います。

**○議長（高橋和雄君）** 3番知本議員。

**○3番（知本正幸君）** きっかけがここまで来てそういう話もなかなかしづらいのかなというふうに思います。

転勤等もあってなかなか定住化に結び付かないというか、宅地を買ってきてそこに住むのが一番いいのかなと思うのですが、なかなかそうもいかない。

そういう面では、あそこの工場にかなり独身者が多いと聞くのですよね。

今回また増設して、さらに多くなるのかなと思うのですが。

例えば、独身寮は、どうなのかというのがありますけども、そんな話も企業の方と具体的に投げかけたらどうなのかというそんな気もしますけども。何かの折に、交通安全の問題もありますし、事故起こしたという話も聞いたりしますので、そういう面で、そういう寮なんかあってもいいのかなというそんな気がしますので、何かの折にそんな話もしていただけたらなというふうに思います。

2点目ですけども、定住対策の推進体制の整備ですね。

2点目から5点目まで一括まとめた答弁なので、具体的に再度質問していきたいと思

ます。

定住対策の推進体制の整備ですね。

定住対策については、庁内での全ての課が担当をします。関わりがありますし、あるいは、全村的にも行政だけでなく、農協とかいろんな団体ですね。企業にも関連が出てきます。

いろんな住環境を含めているような問題ですね。

答弁では、連携を密にしてということですけども、もう一歩ちょっと進めて、例えば、庁内でも恐らく施設課が窓口になっておりますよね。

相談があって何かあったときは調整しながら対応しているというのが実態かなと思います。そうではなくて、定期的に情報交換を庁内の中でしたりするのは、やはりそういう連絡協議会というのでしょうか。何か組織化して定期的なそういう情報交換もしていく必要があるのではないかなという気がします。そのためには、やはり施設課でどうなのかという。

やはり村の調整機能、行政の調整機能を有するのは総務課の企画グループだと思うのですよね。

そういう中で、こういう定住促進一括進めていった方が何かスムーズにいくのかなとそんな気がしていますので、そこら辺の考え方について。

もう一つ、庁内のそういう通信体制もそうですけど、村内の関係機関により、そういう組織化して常に横の連携を図る。

定住促進は行政だけで進めるものではないと思います。

組織的に進めるべきなので、そういった村外におけるそういう体制もつくって、ほかの町も結構やっているところあるみたいですので、そういうことも必要なのかなというそんな気がしまして、この項目を上げさせていただきました。

そこら辺についての考え方、あれば答弁していただきたいと思います。

**○議長（高橋和雄君）** 田村村長。

**○村長（田村光義君）** 今、考え方を持っているということではないのですが、確かに質問の中にありましたように、それぞれどこに電話、どういうふうに入るかということから、多分始まることだと思います。庁内的には。

それは内容によっては行ったり来たりもするのですが、実際に入って来られた方の話によると、やはり一番最初にとってどういう対応をしてくれたかということで、やはりそこが悪いとそれで終わるといようなこんなことも聞いたことがあって、異動したら悪いという意味ではないのですが、今までそういうことで何か所か電話したら、中札内村の対応が一番よくて、そこからいろんなアドバイスを受けて定住までにつながったということもあるものですから、非常に共通項を持って、どこに入っても、そういった誰もが応えられる体制というのが必要だなというのは常々思っています。

今、具体的に連絡協議会というようなこんなことの提案もありましたので、少し検討してみたいと思いますし、それがきちっと固まることで、その中で、村内でも例えばどういふところに情報が入ってきているのかとか、あるいは賃貸住宅持っておられる方との連携がどうなのか、いろんな意見多分あるのかなというふうに思います。

一つひとつ情報の入り方を聞いていないものですから、そこで少し整理することによってどういったことでそれを拡大すべきなのかどうかということもちょっと判断してみたいですし、そういった入っているところにどういう情報が、どういうふうな形でというその相手先にも聞いてみたいというふうに思いますので、少し検討課題として揉んでみたい

なというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 再質問、暫時休憩をした後、1時からお願いをいたします。  
1時まで暫時休憩をいたします。

休憩 午後12時00分

再開 午後 1時00分

○議長（高橋和雄君） 皆さんお揃いになりましたので、午前中に引き続き会議を開きたいと思います。

一般質問を続けさせていただきます。

3番知本議員の再質問からお願いをいたします。

3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 先ほども村長の答弁で、組織化については前向きに研究検討をしたいということですので、ぜひ早めな取組みをあった方がいいのではないかなというふうに思います。

定住化については、人口減の問題ですね。

勤め人だけではなくて、農業や商業の後継者、これらの問題にも関連してくるのではないかなと思いますし、一番の対策というのは雇用の確保、これが一番の対策になってくるのかなと思います。

そういう面ではやっぱり、民間も含めたそういう連携体制というか、行政と一緒に取組んでいくべきかなと思いますし、先ほども述べましたけども、役場の窓口の施設が悪いというのではなく、もっと調整機能がある企画あたりが担当するのが一番望ましいのかなと思いますし、強いては、もうちょっと前向きに進めるためには職員の配置、今、片手間で行っているような状態だと思うので、できれば専任職員、嘱託でもいいのですが、そのぐらいのやろうとすればボリュームあるのかなというふうに思いますので、そこら辺についても、ちょっと後ほどまたその件については触れていきたいなと思っています。

2点目終わりました、3点目の空き家宅地バンク、情報バンクですね。

民間の空き家・空き地、市街地の中でも空き地が結構あります。

空き家はちょっと少ないのかな、まだ。でも、今後多くなっていくのかなというそんなふうにも思います。

定住促進と併せて、市街地の景観、空き家・空き地の流動化を図るという意味でも、そういうバンクの設立というかな、設置。

確かに、村のホームページで空き地情報、空き家・空き店舗情報が出ています。

空き家・店舗はゼロ、宅地が2戸だったか4戸だったか。2、3日前のホームページに出ていました。

あの情報をどのような情報でああいうホームページに載せているのか。

ちょっとまだまだあるのでないかなと思うのですが、そこら辺どんな形でホームページに載せているのか。

まずちょっとそこら辺伺いたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 大和田施設課長。

○施設課長（大和田貢一君） ご質問の空き地・空き家関係については、過去に広報等で呼び掛けながら、募集した経過があります。

継続的には現在ホームページの中でそういう情報を呼び掛けているという状況でございます。

**○議長（高橋和雄君）** 3番知本議員。

**○3番（知本正幸君）** ちょっと僕も広報を見落とすのかな。

ほかの人もきっとそういう面では売りたいけどもまだよく理解していないという面もあるのかなと思います。

空き地はかなりほかにもあるような気がしますのでね。

そういう面では、そういう何とかバンクというのをきちっとつくって、そこに情報をどんどん流して、常にホームページに載せていくと、そういった取組みなんかでも必要でないかなというそんな気がしていますので、ぜひそういう面で、村民の人が理解できるような形での空き家・空き地情報バンク、そんなのを設立して、ホームページなんかでも載せていったらいいのではないかなというふうにちょっと思ったものですから質問させていただきました。

あと、さらにほかの町の例として、その空き家バンクを利用した場合、家賃の回収、例えば、100万円限度で2分の1助成とか、そんな町村もありました、何かで見たら。

そうすると、空き家バンクも認知度が高まるし、積極的な利用なんかも出てくるのかなと思います。

そういう住宅改修する側にも助かるという面もあるのかなと思いますので、そんなのもぜひちょっと検討してみたらどうかなというように思いますけども、そこら辺、理事者どうでしょうかね。

**○議長（高橋和雄君）** 田村村長。

**○村長（田村光義君）** バンクの話で、やってみて一番スタート当初からちょっと思っていたというか、いわゆる金額になるところに入るとはなかなか難しいなど。

あくまでぶら下がっている方のつなぎをやるだけで、実際の交渉というのはやっぱり、それは業者だろうなというふうに思っている中でやっていて、なかなかうまく機能していない面はあります。

バンクということになると、ちょっと私も勉強不足で分かりませんが、そういうことも含めてできるような組織ということなのかなというふうに思っています。村内見渡しますと、結構ご覧になっているかと思いますが、帯広の業者が看板を建てて、それなりに個人が頼んで動いている面もあるものですから、その辺の情報も含めて、やはりもの足りないのはやはり幾らするのかということとか、どういう条件が付くのかとか、そういうことがあると思いますし、回収も今やっている部分ありますけども。その辺の見直しでそういうことが仮に促進できるとすれば、外に向かってPRできることもあるのかなというふうに思っています。

現段階でこうやるということまで整理できませんけど、他の町村でバンクをやったり、あるいはそういう回収についてやっていることも少し研究してみたいなというふうに思います。

今やっていることより進められるかどうかも含めて検討してみたいなというふうに思います。

**○議長（高橋和雄君）** 3番知本議員。

**○3番（知本正幸君）** そうですね。

お金の話までなるとちょっとまずいかなと思います。

恐らくは、ほかの町でやっているのは仲介だけでないかなと、そういうイメージで僕はちょっと質問もしたし、電話もしたつもりですけどもね。

料金の仲介になるとちょっといろいろ問題も出てくるような気がします。

ちょっと研究をぜひして見て良かれと思えば、ぜひそんな設置もあってもいいのかなというふうに思います。

3点目は以上で、次、4点目の新規移住希望者に対するサポート体制ということで、新規移住してくるにはいろんな準備、お金もかかったり、家を建てるとなればある程度期間も必要です。

そういう意味では、個人の問題だからと言ってしまえばそれまでですけども、やはり住んで良かったと、住んでみたいと、そんなふうに思われるまちづくりという面では、もうちょっと進めて、そういう人の配置、先ほども言いましたけども、専任職員が面倒を見るといったらあれでしょうけども、いろいろ仲介したり間に入るとか、あるいは、家を建てている間、仮の住宅を世話するとか、そういった来人にとって優しいそういう取組みなんかあってもいいのでないかなと、そういう意味で人の配置なんかも必要なのかなという意味で質問をした次第です。

そこら辺、また後ほどもこの職員の配置の関係、次の5点目と関連しますので、これについても併せて質問したいと思います。

以前にも質問しましたが、現在、休暇村で6日以内か、やっているということで、その延長について、休暇村と話し合いを進めたいというそんな答弁も以前あったかと思えますけども、そこら辺の話し合いというのはその後されているのかどうなのか。

そこら辺についてちょっと伺います。

**○議長（高橋和雄君）** 大和田施設課長。

**○施設課長（大和田貢一君）** ご質問の通り、休暇村のご協力を得て、今、移住モニターの体験事業を行っておりますけれども、お約束の年度が今年までということで、この後、終了の後には、その成果等の検証を行って、また来年以降、どういうふうに進めるかということは検討したいと思います。

その中で、さらに休暇村さんの協力いただくということもあるかもしれませんが、そういう中ではさらに改善をしながら取組んでいくということになるかというふうに考えております。

**○議長（高橋和雄君）** 3番知本議員。

**○3番（知本正幸君）** 今後また、休暇村の方と詰めたいということです。

他の町では、町の住宅、教員住宅とかそういう空き住宅を使って長期に、半年、1年単位で移住体験をして、そのまま定住したという例が隣の村なんか何件かあるみたいですし、ときどきそんなのを新聞報道でも出ていますよね。

あそこは休暇村がどうこうというのではなく、あそこでもできればもっと長期に体験してもらおう。

その中で、もっと村民と触れ合ったり、そんなことも体験も必要かなと思います。

今、6泊してもらって、そういう村民の人との触れ合いというかな、そういう場というのはほとんど多分持っていないと思うし、職員も片手間でやっていますから、そういう人たちと常に接触も多分持っていないのかなというそんなふうにちょっと思うのですけども。そこら辺、私が言いたいのは、もっと体験している人に地域とつながりを持たすための仲介する人、そんな人なんか必要でないかなというふうに思うので。

そこら辺、今、休暇村に体験している人とのそういうつながり、担当課としてどのような関わりを持っているのかということと、今後そういった形での間に入っているいろんなお手伝いしてくれる職員の配置、嘱託ですね。

そこら辺についての考え方についてを答弁いただきたいと思います。

**○議長（高橋和雄君）** 大和田施設課長。

**○施設課長（大和田貢一君）** おっしゃる通り、5泊6日という期間限定ですので、一時的な、リゾート的な滞在というのですか、そういった傾向が強いのかなというふうに感じております。

特に休暇村さんの繁忙期を除いた期間での実施ということで、就労世帯の家族が長期に滞在するという事はなかなか難しい時期でありますので、これまで移住体験者が定住につながったという事例はございません。

ご質問、ご意見にある通り、長期滞在するという、村でのやっぱり生活という観点での移住体験というのは、やはり必要なのかなというふうには感じておりますし、当然、その中で村の人というか、いろんな生活の中で交流する中で村を知ってもらうという事の移住体験というのが、定住に向けた必要な事項ではないかというふうには感じておりますので、先ほど申し上げた通り、今年度で一旦終わりますので、次はまたそのまま続けるということではなくて、他の手法も含めて、来年すぐ実施できるかどうか分かりませんが、いろいろな多角的な移住体験の事業を想定しながら検討していく必要があるのではないかと考えております。

**○議長（高橋和雄君）** 田村村長。

**○村長（田村光義君）** 先ほどの庁内の体制やら外の情報、少し整理できていないものですから、その体制いきなりどうこうというのはちょっと答えづらいところがありまして、今も村で建てて長期の受け入れをすべきかどうかということも随分論議をいたしました。

情報としては利用するだけ利用する人もいるとか、いろんなケースが聞こえてくる時代だったものですから、そこまで踏み切らなくて、今、ご指摘のように短いのはどうかというこういうことも、そういったことは相当多くの職員が関わって、ここまで定住の関係については、建てていただいた方も含めて情報がありますので、一度、先ほど協議会の提案もありましたから、そういう職員の意見交換すべき、それでどれだけ加重になるのか。

今後、力を入れる分も含めて、どれぐらいのボリュームとして必要があるのかどうかもちょっと意見交換を内部でまずは試みて、そのことの判断をしたいなど。

そのことで必要だと、とても片手間でやっていけないし、これだけの需要が今までありましたという整理ができるとすれば、そういう判断も必要でないかなというふうに思っ、今ご意見聞いておりました。

**○議長（高橋和雄君）** 3番知本議員。

**○3番（知本正幸君）** 5年ですか、このモニター制度をやって。やはり、その人と地域との結びつきがあまりなかったのではないかな。結果的には移住に結び付かなかった。

今、村長言われるように、ただ観光でちょっと来ただけというか、そんなことになってしまうのだろうかというふうに僕なりに捉えているのですが。そういう面ではやっぱり、地域の人とのそういう交流を持たすとか、いろんな形の取組みがあった中で体験モニター、そういうことが必要でないかなというように個人的に思うものですから、質問させていただきました。



ぜひ、そういう面での、来年に向けてまた検討するということですので、前向きに取り組んでいただきたいなど、そんな気がしております。

最後6点目、子育て、福祉、健康づくりの施策の充実ということで、これはちょっと項目しか書いていなかったの、何を言いたいかちょっと分からなかったと思いますが、ここで言いたかったのは、個々の具体的な政策というよりも、その政策を定住化に結び付けていく必要があるのではなかろうかと。

そのためには定住化のそういう促進計画というのですか。そんなのも、ほかの町でつくって計画的に進めて、それを都会でPRしていくと。そんなのをやっている町、全道的には上富良野が随分やっているらしいのですが、そんな取り組みがあってもいいのではないかなという思いでこの6点目を質問した次第です。

そのために、都会の人や現在村に住んでいる人たち。その人たちがずっと住み続けたい、住んでみたいと思わせるような目玉の政策といったらいいでしょうか。

例えば、健康づくりで言えば、村の検診全てを無料化にするとか、今やっている中学生の医療費、それを高校生まで上げるとか、65歳以上全部無料にするとか、そういった目玉というか、そういった政策一つ二つ掲げて、例えば日本一健康な村と、そうやって、中央でそういうUターンとか、Iターンとかいろいろありますけども、そういった活動に結び付けていったらいいのではないかなというそんな思いでちょっと質問させていただいたので、そこら辺の考え方について、村長の考え方あれば答弁願いたいと思います。

**○議長（高橋和雄君）** 田村村長。

**○村長（田村光義君）** 一つの具体的なことも含めて、先ほど、答弁が戻ってしまいますけども、なかなかどうということが、こういう言い方おかしくなりますけど、やはり費用もかけてどれだけ結び付くかという非常に難しい分析が必要かなというふうに思いますし、そういうものが比較的簡単にできるのであればいいなという思いと、もう一つはやはり、確かに重点施策によって一定の効果もできる場所もありますけども。そのことだけで、流入された方が選んだのかということではなくて、やはり全体的な村の持っているそういう自然の場合もあるでしょうし、そういった教育の在り方、文化的な在り方、あるいは農業を含めたそういった地域の産業が元気だとか、いろんな要素で選んでいただいたのだろうというふうに思っています。

それが何パーセントとかという分析はできないのですが、やはり全体、今おられる村民の方も、外から見てもそういった全体を見て我が村を選んでいただくことが一番バランスのいいことかなと、福祉・教育含めて。

そういうことの方が今お答えできる進め方かなというふうに思いますし、提案いただいたことがうまく、先ほどもちょっと申し上げましたけど、これからの施策として、そういう提案型が、例えば今、ご提案のようなことで検診無料にすることが財政的に、財政のことばかり言って申しわけないですけども、そういう取り組みすることによって、今、政府も動き出した地域の少子化対策とうまく結びつくようなそういうことであれば、またそういう決断もすることもやぶさかではないなと。

ただおっかないのは、期間的に大変そういうものを短くて、やはり一度始めたら、言ってみるとずっとやっていくべきというのがありますので、その辺は慎重にやりたいなというふうに思いますけども、雲掴むような話で申しわけないですけど、そういうタイミングは逃がさないように考えていきたいと、こういうふうに思います。

**○議長（高橋和雄君）** 3番知本議員。

**○3番（知本正幸君）** 財政的なことありますので、それがどこまで効果があるかとか、いろんな調査も当然必要でしょうし。

たまたま今申し上げたこと、健康づくりの面では長野県原村というところ。ここはこれをやっていて、かなり中央から山中の村なのだけど、これで大した人口が増えて云々というのも出ていました。

そういった先進的にやっているところもあるので、ぜひ、職員の道外視察は今行っていないようですが、ぜひそういう面で、視野を広げるという面で、そういった視察なんかもぜひして、庁内で検討進めてほしいものだなとそんな気がしまして今回質問いたしました。

以上で、1点目の若者の定住対策についてという部分で終わらせていただきます。

次、2点目、オリンピック合宿の誘致ということで、2020年東京オリンピック、パラリンピックの開催決定を受け、北海道は6月30日の道議会で各国・地域の選手団の事前合宿の候補地として、道内42市町村、十勝管内では新得町、士幌町が誘致の意向を示していることが明らかにされました。残念ながら、本村は含まれていませんでした。

合宿誘致は東京以外の各地において、国内外の選手団の練習招致活動が活発になっていると新聞でも報道されております。

大変難しいこととは思いますが、本村にはサッカーやバレーボールなどの合宿施設、交流の杜がありますので、この好機を生かして他の市町村に先駆けて、村挙げてオリンピック合宿誘致を積極的に展開すべきと考えますがその見解を伺います。

**○議長（高橋和雄君）** 上松教育長。

**○教育長（上松文夫君）** オリンピック合宿の誘致についてであります。2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて、北海道は4月に、事前合宿誘致などを図り、さまざまな波及効果を本道の経済活性化や地域振興に結び付けるため、知事を本部長とする全庁組織、北のTOP、これは東京オリンピックだと思うのですよね、そういうプロジェクトを立ち上げました。

道が5月に行った調査によりますと、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた事前合宿誘致の受入意向がある市町村は42で、十勝管内では帯広市、士幌町、新得町が受入れの意向を示しています。

本村は、今後協議を進める中で受け入れることは可能だと思いますが、受け入れに際し、選手への食事等の対応など不安な面が少なくないとして、検討中と回答しているところがあります。

また、誘致・受入れする場合の競技・種目としては、サッカー、バレーボールなどとしております。

合宿を受入れることで、各国の選手との触れ合い、練習を間近で見学できることなど、子どもたちにとっても大きな刺激になりますし、中札内村のPRにもつながると思います。

しかしながら、受入れにあたっての具体的な条件が分からないことや、国際大会やその事前合宿受入れのノウハウがなく、宿泊、食事、練習、輸送、通訳など、一貫した合宿の受入れについては難しいのではないかと感じております。

オリンピック合宿の誘致は、近隣市町村と連携することにより、中札内交流の杜の空いている期間に練習会場として利用していただくことは、可能であると考えております。

**○議長（高橋和雄君）** 3番知本議員。

**○3番（知本正幸君）** 質問の項目ではオリンピック合宿としていますが、パラリン

ピックも含まれているということで理解してほしいと思います。

この合宿ですね、全国的にかなりの自治体が合宿誘致を行っていくということで、現実にはかなり難しいのかなと私も理解します。

だけど、北海道は涼しい地域ということで、合宿の誘致は有望地であると言われております。

しかし、回答では検討中としながらも、食事の関係、宿泊の関係が難しいということですよ。

本村には多額の予算を投入した交流の杜、これも年間3,000万円、今年で3,400万円かな、これから毎年ずっとかかっていくわけですね。この中で、村民との関わりというかな、非常に少ない。本当にこのままでいいのかなという感じがずっと僕の気持ちの中にはあります。

そういう中で、こういうせっかくのいい機会というかな、子どもたちにも夢を与えますし、国際交流とか村民一丸となって迎え入れるいい機会なのになと、そんな感じをずっと持っております。

交流の杜の管理運営している池本社長に聞くと、バレーボールとサッカーであれば可能かなと。そんなような言い方もちょっとしてはいたけども、まだ正式には教育委員会からも相談ないというような話もされておりました。

宿泊の基準とかノウハウとか、いろいろ問題はかなりあると思うのですよね。お金もかかる。

でも、どうしてもそこら辺の宿泊、食事が無理なら、例えば、帯広のホテルを利用してもらうとか、村内の旅館で何とかならないのかとか、今の建物改修できないのかなとか、いろんな前向きに考えればいろんな方法も出てくるのかなというそんな気がします。

そういう面で、心配ばかりしていても仕方がないので、手だけまずは挙げて動き出すということが、今の時期にあってもいいのではないかなというそんな思いで今回質問させてもらいました。

そこら辺、あきらめたということなのか、空いていたら使わせる程度、答弁ではそうなっているのですが、そこら辺ちょっと考え方をもうちょっと前向きに捉えた方がいいのではなからうかというふうに思いますので、そこら辺どうでしょうか。

**○議長（高橋和雄君）** 高桑教育次長。

**○教育次長（高桑浩君）** 教育委員会としても現実的には、特に宿泊、それから食事の面、食事については特に、交流の杜で提供している食事の現状と、オリンピックの各国の選手がいわゆる大会期間中選手村で食べるような食事、そことのギャップが相当大きいのだらうと思いますし、宗教上の問題もあって提供できない食材なんかもあるというふうに一般的に言われていますので、宿泊を伴う合宿については非常に現実的ではないかなと感じております。

ただ、先ほど教育長から答弁があったように、仮に手を挙げている帯広市で合宿を受け入れる。

ただ、練習場が帯広市の、例えばサッカー場とか体育館では不足しているということで、アディダスカップのように連携してサッカーの練習を受け入れるですとか、バレーボールの練習を受け入れるということは可能だと考えておりますので、そういった細かい部分では検討のできる余地はありますから、北海道に対しても、これならやれるというようなところも少し細かい情報として、教育委員会の方から発して、それでもしたいということで

あれば可能性としてはあるのではないかなと思いますし、帯広市とも一度話をしています、帯広市としてどういった、などということで、サッカーとか何々などということの情報はあるのですけれども、具体的にどういったことが想定できるのかということも情報として入れながら、連携してやれることがあれば非常に立地条件いいので、そこには検討できるかなと思っております。

**○議長（高橋和雄君）** 3番知本議員。

**○3番（知本正幸君）** 合宿の基準とかそういう細かいのまだないので分からないという部分もあるのでしょうか、まず手を挙げてみたらどうなのかというそんな気がして質問しています。

村長がサッカーファンなので多分覚えていると思いますけども、日本と韓国のサッカーのワールドカップのとき、カメルーンの合宿地が大分県の中津江村、今合併して名前は変わったみたいですが、村営の合宿できるスポーツセンターがあったらしいんですね。

全く赤字状態で、サッカー場もあったことはあったけど、天然芝が未使用であって、そこが宿泊する施設も和室しかなかったとか、そういった非常に不十分な施設、ノウハウも全くない。

ただ、ワールドカップとはどういうことかも知らないで、宣伝になればということで手を挙げたそうです。

結果的には、小さな村から大きな挑戦ということで、カメルーンが決定したと。

その後、施設もその基準に合うように整備してあげたけども、ノウハウも何もなかったけども、選手から全く苦情がなかったと。それだけ村民との交流が常にあって、選手たちも非常に満足して、今もそういうカメルーンとその村との交流続いているというそんなこともネットに出ておりました。

あれだけ有名になった後、かなり全国からサッカーとかバレーとかそれだけではなくて、いろんな合宿が入って黒字に転じたと、そんなようなことも出ていましたのでね。

はじめのきっかけはそんなものかなというふうに思いますので。とりあえず手を挙げるところから始まるのかなというふうに思います。

交流の杜も本当はあのままでは僕はまずいと思うのですよね。

これから、例えば、ボイラー取替るとか修繕も出てくる、体育館の屋根もそのうち雨漏りも始まるとか、かなり多額の金も出てくるはずですよ。

そういう中で、やはり村民が納得できる、はっきりいって交流の杜、一部の人は使っていますけど、村民と直接かわりがないというのか、認知度がかなり低い中で毎年多額の管理が掛かっていくのであれば、やはりあそこを利用して一大イベントをやってみるのも、村民も理解してくれるのではないかなと、そんな気もしまして、そんな思いで発言させていただきました。

ぜひ、そういう面で前向きに、これからもそういう合宿の受付というかな、出てくるのでしょうか。ぜひ、積極的に取組んでいただきたいということで、答弁が特にあればあれですけど、特になければそれでよろしいです。

以上、これで私の質問は終わりたいと思います。

**○議長（高橋和雄君）** 上松教育長。

**○教育長（上松丈夫君）** 知本議員と同じで、私もどっちかという攻めの方ですので、やってみたい気持ちは十分にありますが、いろんな面で。

ただ、私も今までも仕事上で、合宿について関わってきたことがいっぱいあるのです。

根室にいたときには別海町で合宿、これは日本人ですけどね。

それから、オホーツクにいたときには、常呂町のマラソン、いわゆる陸上選手。

いろんな関わりをしてきたときに、日本人だけでも何が難しいかという、ここも合宿をやっているのですよ。

ただ、3泊4日短いのです。本当の合宿といったら1週間、2週間と泊まるのがやっぱり陸上選手にしても多いのですけども、そのときにまず突きつけられたのはお風呂があるかということ突き付けられました。

これはやっぱり、運動選手にとって非常に大事なりハビリというか、アフターケアの関係では大事なところだと。

それから、選手が移動するのに移動のバスというのかな。そういうのも手配してくれないとか、いろんな条件が日本人に付いてきたのですよね。

外国人としては、カメルーンの話は分からないけども、個室を要望なのです。個室を要望してくるのです。いわゆる、個室ですよ。

そうなってくると、ここではちょっと対応できないかなと。

そういう面では、後ろ向きに考えているわけではないのだけでも、もし村でやるとすれば、責任持ってやるとすれば、ある程度のことをお金もかけたりきちっとやらないと、迎え入れる体制にならないだろうと思うのですよね。

一教育委員会の交流の杜の関係の仕事ではないと私は思っているのです。

そんなことを考えると、どうしても思い切って、引きざるを得ない状況があります。

ただ、今答えにもあるように、会場を使うとかそういうことについては、いい施設がありますから、それは大いに使ってもらって結構かなと。

ただ、手を挙げるか挙げないかというのは、私も前向きにやりますと言いたいだけでも、そういうことを考えると、やっぱり考えて後ろ引いてしまうのですよね、正直言って。

だからその辺はもうちょっと検討させてほしいというふうに思います。

教育委員会だけの問題でないので、村長はじめ、村の方との関わりも出てくるし、合宿が一生懸命やっているところはそのポジションを持っているのですよ。合宿誘致のポジションを、何人かで。

ただ、一教育委員会の一係でやれるような仕事ではない。

そんなことも全部整理してかかっているかないと、うかつに手を挙げるとちょっと大変かなと思って、ちょっと今足踏みをしている状況ですので、もうちょっと検討させていただきたいなと思います。

**○議長（高橋和雄君）** それでは、次に進みたいと思います。

次に、5番黒田議員の一般質問に入らせていただきます。

よろしく願いをいたします。

5番黒田議員。

**○5番（黒田和弘君）** 最後になるわけですが、通告してあります住所表示の改正について質問させていただきます。

この件については複雑な字名・地番を改正するため、昭61年2月1日から全村的に字名・地番改正事業を行い、現在の新しい住所表示となり、その後26年余り経過し、新たに、ひばりヶ丘区内のしらかば団地、ときわ野団地などの新団地が造成され、その住所は、以前の表示のままで、現状に即した分かりやすい表示にする必要があり、他の市街地の住所表示と同様に、何条何丁目の新住所表示に改正すべきであるとして、周辺地域と住所表

記を統一することで利便性を高め、また、事業の継続性を求めて平成24年12月定例会の一般質問で取り上げた案件であります。村長は、今まで検討した経緯は無いが、今後、該当する住民の意見を聞きながら、改正するために必要な手続きなどを調査したいと答弁されました。

そこで、その後約2年近く経過し、また、新分譲宅地も造成中ではありますが、次の3点について村長からの答弁を求めます。

1、該当する住民の意見について。

二つ目、改正に必要な手続き等の調査結果について。

三つ目、今後の住所表記改正に向けた取組みとスケジュールについて。

よろしくお願いをいたします。

**○議長（高橋和雄君）** 田村村長。

**○村長（田村光義君）** 住所表示の改正についてであります。1点目の該当する住民の意見についてですが、行政区長会議、地域担当制などにより関係する行政区との意見交換を行っている中では住所表示改正、いわゆる字名地番改正に関する要請や意見はいただいておりませんが、ご質問いただいた3地区に対して、今後、防災計画の説明・健康づくりについて、出向いて懇談の場を設ける予定をしておりますので、特にこの問題については3行政区に対して、改正した場合の諸手続きなどの詳細な説明を行うため、手続きやスケジュールなどの調査を行っております。

2点目の改正に必要な手続き等の調査結果についてですが、北海道が示している事務の手引きによる、町・字の区域変更等による基本的な事務手続き及び帯広市の状況を調査しております。

区域の変更等は市町村に事務委任されており、基本的な手続きは区域の変更等の議案を議会へ提案し、議決を経て定めることとなっております。必要な期間は基本調査として土地の状況調査と法務局、北海道など関係機関との調整などを事前に行い周知期間を設け、改正後の表示案を作成し、地域住民の意向を把握し、合意形成する準備作業が必要となりますので告示から逆算しておよそ2年程度の期間を要するものと想定されます。

3点目の今後の住所表記改正に向けた取組みのスケジュールについてですが、住居表記の改正は、年金受給者・加入者の住所変更、運転免許証の住所変更、法人の方は不動産の所有者の住所変更登記など、住民自らが手続きしなければならない事項も数多くありますので、表示の改正によって利便性向上につながるか、地域の総意であるかなど総合的に判断する必要があります。現在、ときわ野第3次分譲を予定していることもあり、具体的なスケジュールの想定はしていません。

**○議長（高橋和雄君）** 5番黒田議員。

**○5番（黒田和弘君）** それでは、再質問をさせていただきます。

今答弁ありましたけども、どうも難しく考えているというか、私が質問してから2年経過しているわけです。

総論的にちょっと見ますと、一定の手続きはやったように見受けられます。

ところが、2年前ですか、村長としては検討した経過はないが、今後、該当する住民の意見を聞きながら進めていきたいということで、私もその辺の隙がかかるだろうということで、2年間執行について見てまいりました。

ところが、今の答弁では、3地区に対してこれから出向いて懇談の場を設ける予定をしておりますと、こういうことではっきり言われているのですね。

私は2年間待っておりましたが、この2年間、何か住民の意見を聞けなかった理由というのかな、何か特段あるのでしょうか。

まず聞かせてください。

**○議長（高橋和雄君）** 田村村長。

**○村長（田村光義君）** スピード感のなかったことについては、一部時間がかかっていることについては申し訳ないなというふうに思いますし、住民のところに出向いて、この懇談をするということは一定程度進める前提で、それなりの問答含めて答えられる状況にしていきたいなということも、ただどうでしょうかということではなかなか住民の方も意見言っただけでない、負担、先ほども答弁の中で触れたように、こういうことが住民の方がやっていただけますと。

それにはこうこうしかじかということで、以前にやったときもそういう時間をかけながらやったふうというふうに聞いておりますので、そのことの整理と、もう一つは事前協議も体制を整えないと腹を持って、当時は専任置かれたと思います。

その規模は小さいかもしれませんが、そういった準備期間も含めて体制を取らないとなかなか一歩踏み出せないということで大変、先ほど言いましたように時間かかっている面がありますので、その辺は少しご理解いただければというふうに思います。

**○議長（高橋和雄君）** 5番黒田議員。

**○5番（黒田和弘君）** 私もこの住所表記の改正ということで、当時ですから、昭和61年ですか。詳しく広報や何かで61年の2月号かな、詳しく2ページに渡って登載されているのです。

そういうことで、簡単な仕事ではないのですけども、ちょっとあまり2年間としては難しく捉えて、非常に対応、判断に隙がかかっているなど。

村長としてスピード感がなくて申し訳ないということがありましたけども、本当に強く感じる場所なのです。

それで、ちょっと時間もありますから、ちょっと振り返ってみたいというふうに思うのですが、2年前に私なりに、この住所表示の改正について取り上げたということは、やっぱり該当する区民といろいろお話する機会がございまして、何人かといった方がいいのかな、そういう人たちから住所表示を改正すべきでないのかということで意見を聞いて、私もいろいろ調べました。

そうすると、私としてもやはり相当年限も経っているし、このことについては事業として手を付ける事柄なのかなということで、2年前、かなり行ったり来たりして議論したかというふうに思うのです。

それで、まず具体的に言いますと、4団地がありまして、一つはひばりヶ丘区内のしらかば団地なのです。

東3条北3丁目の東側になるのですが、この戸数が1戸か2戸は変わっているというふうに思うのですけども、私が調べる段階では東側54戸あるのですね。

ここについては、何条何丁目ではなくて、そこ全体が中札内基線250番地と、それ一つなのです。

あとは、個別に宅地あるところについては、子番で1番、2番、3番ということできつと分かれていますね。

それから、二つ目としては興農区の一部の地域ということで、東3条北3丁目の北側団地、16戸程度あろうかと思うのです。

そこについては今言ったように、すぐ道路挟んで2面になるのかな。それについては今言った何条何丁目ということであるのですね。

その16戸については、中札内西1線、番地まで調べてないですけども、何番地と。その16戸がみんな何番地の例えば1とか2とか3とかという、そんな表示になっているのです。

それから、三つ目は新しくできたときわ野団地、段々増えてきまして、若干の戸数は正確かどうか分からないのですが、62戸あるのですね。私が調べるとですよ。

そこについては、常盤西1線、ここの何番地って、そこまで調べてないですけども、何番地と。

あとについては何番地の1、2、3、4、5というようなそんな地番の振られ方がしているのではないかというふうに思うのです。

4団地目については、今、ときわ野新分譲地ですか。造成工事やっていますよね。10月1日発売ということかな。そこについては21区画あるのです。

21区画ということは21戸、近いうちに、全部売ればそういう戸数になってきますよね。

そこについても同じく常盤西1線何番地のまた1、2、3ということだと思ふのです。

やはり30年近くなると、今の戸数全部足しますと153戸が旧表示というかな、いわゆる基線何番地と、常盤西1線とか、そういう何条何丁目のつかない戸数が153戸あるのですね。

私も中札内市街、総戸数、資料によって調べましたけども、約15パーセントに当たる世帯が旧表記というこういう状況なのです、状況は。

これは何なのかといたら、割返してみますと7世帯に1世帯がそういう旧表示になっているという状況なのですよ。

ですから、例えば、私は5年、10年経ったからまた団地が増えたからやるべきだということではなくて、いわゆる30年近くということになると一昔、二昔というのですか、かなりの年限も経っているわけですから、この際、周辺地域と住所表記を統一することで利便性を高めると。

さらに、事業の継続性というのかな、行政としての継続性、特に58年。

前回は、改正事務をやって、すぐできないですから、61年2月1日より新しい住所表記にしたということですがけれども、そういうことでかなりの年数が経っているので、いい悪いは別にして、当時はそういうことでやるべきだとして新表示にしているわけだから、やっぱり約30年経過しているときに事業の継続性、やっぱり行政の継続性ということでもいいと思うのですけども、ぜひ私はやる必要があるだろうと。

村長の公約としても、住んでみたいと、あるいはまた住んで良かったと実感できる村づくりをしていこうではないかという基本柱で言っているわけですから。

特に住所表示が直接結びつかないですけどもね。

やっぱり今言ったようなことで、率直に私は手をつける時期に来ているのではないのかというふうに思います。

それで、私も住民の意見ということでありましたから、該当する区長さんにもそれぞれお聞きをしました。行政区の意見を聞きに来ましたかと。

私の記憶ではありませんということなのですね。その区長さんも私と話しているわけですから、個人的になるのですね。個人的な立場としては理解できますと。



ただ、住民の協力を得て、地番改正、住んでいる住民もいろんな手続きや何かもありますから、一方的にやるというよりも、そういう住民の理解を得てやらなければならないのです。

よって、ぜひ、そういう区民の意見も聞いてもらって進めてもらいたいものだなと。それは村に対してですよ。そんな意向を率直に聞いたところです。

それと、手続きや何か調査についていろいろ事務手引きによる研究、帯広市の状況を調査しておりますということでいろいろ書かれておりますけども、帯広市の状況調査ということで、具体的にはどんなことを調査されたのでしょうか。

**○議長（高橋和雄君）** 阿部総務課長。

**○総務課長（阿部雅行君）** 帯広市の調査につきましては、帯広市の担当する都市計画課の方と問い合わせしております。

中身的には新しい住所の表示についてということで、住所変更字名改正についての前段の期間、どのくらい調査期間が必要なのか。

答弁の中にもありましたけども、調査期間、それから、告示、住民の周知期間等について確認してきております。

**○議長（高橋和雄君）** 5番黒田議員。

**○5番（黒田和弘君）** 帯広市の状況ということなのですが、先日の新聞にも載ってありましたよね。

帯広市としても具体的にちょっとお話しすると、今年と来年にかけてやるのかな。

南町というところがあるらしいのですが、南町東1条から南町東5条と。

次の年については、南町及び南町東6線から南8線というのかな。そういう現在の表示になっているようなのです。

それを、帯広市の統一した西1条、西2条ってずっと引っ張って、西、今言う、今年やるのは西13条南27丁目から西15条南34丁目と。

次の年については、先ほど言った改正として、今度は西16条南27丁目、西18条南34丁目ということで、そういう旧表示になっているところについては、統一した表示をやるべきだとして展開しているのですね。

そんなことで、私が強く言っていることなのですけども、その辺の必要性というのかな、やった方がいいとかという考え方、少し長くなりましたけども、述べさせていただいたのですけども、率直に村長の感想というのかな、ちょっと聞かせてください。

**○議長（高橋和雄君）** 田村村長。

**○村長（田村光義君）** どこも否定することではありませんし、言ったように、時間がちょっとかかっていることで、なかなかスカッとまだできる状況にないことで、答弁も難しいところに今いるものですから。いい悪いの判断もしていないことがあります。

ただ、当時思い返すと非常に複雑な状況から、今度はそこから増える分だけということなので、その辺の、先ほどもちょっと言いましたけども、ボリュームだとかがまだ読み切れていない。

帯広市の例を出されましたけど、帯広市は専属、都市計画の中において、相当熟練した職員がやっているというふうに課長からも報告を受けて、次々に広がったところをやっていくということは、慣れた職員がうちの方はいませんので、先ほどもちょっと言いましたように、ご意見を伺うということはやりたいという意向で持っていこうというふうに考えておりますので、反対がなければ進んでいくべきことということでは、遠回しに今答弁させ

ていただいているつもりしています。

これは、いろんな意見が出るかもしれませんので、私が今やるとかという判断は、ご意見聞いてからにしたいと思えますし、当然、その体制ということになれば、今、担当するとすれば総務課なのか施設課なのかのこともありますし、今の仕事を持ちながら、協力体制は取らなければいけないと思えますが、人員、大変厳しい中でやっているものですから、そのことも少しやる上での内部調整、あるいは人員の確保はこういうことがあるものから、少し前向きで検討させていただきますので、そういうふうを受け止めていただいて、現段階ではその辺までの答弁とさせていただきたいなというふうに思います。

いずれにしても、地域との話し合い後にまたそういった方向、あるいは予算、こういう場面があるというふうに進んでいけば思っておりますので、その場面でまた随時報告もさせていただきますたいなと、こういうふうに思います。

**○議長（高橋和雄君）** 5番黒田議員。

**○5番（黒田和弘君）** 村長言われるように、実際にこの仕事取組むとしては兼務というのかな、それではなかなか難しいことで、5年も10年もということではないのですけども、2年前後ぐらいの専任の職員を就けて、前回の参考にするとやらなければならないことなのかなということ、当然その段階で専属の職員のことも考えなければならないと思うのです。

村長の気持ちも今の答弁で分かりました。

やりたい方向でと、前向きに捉えたいということですから、必要性については、村長も感じ取ったということでは私と同じ考え方に立っているということではよろしいのでしょうか。

その1点だけ確認させてください。

**○議長（高橋和雄君）** 田村村長。

**○村長（田村光義君）** 機会的にという意味ではなくて、そういう要望で不都合なり住民の方の半数以上が思われるのであればやるべきというスタンスでいるという意味でございます。

**○議長（高橋和雄君）** 5番黒田議員。

**○5番（黒田和弘君）** いずれにしても、先ほどもちょっと言いましたけども、その該当する区民の住民の協力がなければできないことですから。

その住民が絶対反対だなんていうことになっていくと、この仕事についてはできないということになるのですが、ただ、それらを下す段階では、今村長言われるように、村の基本方針をやるかやらないか分からないけど、皆さんどうですかと聞くのか、あるいはまた、僕が話したような必要性がこうこうで大切なことだと。ぜひやりたいのだから、皆さんどうですかといういろんな聞き方あると思うのですよね。

その辺については、私の気持ちと村長の気持ち一致しましたので、非常にこれから前向きな形が出てくるのかなというふうに思うのですが。

それでは、いろいろ聞きたいのですが、該当する区の意見ということで、これから展開されるというふうに思うのですが、いつ頃まで考え方として聞きたいのだとか、それを受けて、判断することも出てくると思うのです。

この間言ったこと、今日ということではなくて、大体話見えているわけですから。

判断する時期はいつ頃なのかなということがちょっと気になるのですが、その点、ちょっとスケジュール的にお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 対象となる行政区との意見交換ですけども、最初の答弁にございました防災計画、健康づくりと併せて行う予定で、防災計画の方の概要版がまとまっておりますので、10月の下旬から市街地を先に行う予定でありますので、市街地につきましても、行政区一つということではなくて、複数の行政区と行う予定でありますので、10月の下旬から行っていく考えでございます。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 区の日程がちょっと決まっていけないものですから、いずれにしても、予算と絡むことが出るのだろうと、前へ進めば。

先ほど言った人的な配置、あるいはそれ以外にどういった協議でお金が必要なのか私もちょうとまだ勉強不足で申し訳ないのですが、そういったことからすれば、予算編成時期までにその方向というものはやらないとまた途中でというような案件ではないというふうに思いますので、大体そのころかなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 予算編成時期ということは、平成27年度に向けてということだと思うのですが、今返事されましたので、27年度かなというふうに思うのです。

それで、区の中の住民の意見ということで、いろんな意見が区民ですからあると思うのです。

積極的にやるべきだとか、どちらでもいいとか、それは面倒臭いからいいのだとかといういろんな意見が出てくると思うのです。

ただ、さっきも言ったように、村としても事業の継続性、村政の継続性という立場から見れば、30年も経過しているわけだし、今言うようなかなりの団地が増えてきているということですから、やはり一部にそういう意見があっても、ぜひ住民の協力を得てやりたいのだという積極的な姿勢を持たれて、27年度に向けて、大変な仕事だと思うのですが、ぜひ前向きに捉えて進めて行ってほしいなというふうに思います。

大体話が見えましたので、私の質問は以上で終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（高橋和雄君） 黒田議員の質問が終わりました。

これで一般質問を終わらせていただきます。

これで日程の全部が終わりました。

会議を閉じたいと思います。

平成26年9月中札内村議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 2時07分